

令和4年9月7日（水曜）

議事日程第2号

令和4年9月7日（水曜）午前10時開議

第1 一般質問

午前10時00分 開議

○原亨議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○原亨議長 日程第1「一般質問」を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、藤永弘議員の発言を許します。藤永弘議員。

〔27番 藤永弘議員 登壇 拍手〕

○藤永弘議員 おはようございます。公明党熊本市議団の藤永弘でございます。

本定例会の一般質問トップの機会を与えていただきました議員各位に感謝申し上げます。

質問に入る前に今もって新型コロナウイルス感染症の勢力が衰えず、多くの市民、県民の皆様が新型コロナウイルスに感染されています。改めて新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになりました方々に深く哀悼の意を表し、治療中の方、自宅療養中の方にお見舞い申し上げます。

さて、一昨日、大西市長の3期目の出馬表明が定例市議会本会議で取り組むべき課題が山積している。市民の暮らしを守り、規模ある熊本市を実現するため、引き続き先頭に立って市の発展のため全力を尽くしたいなどと述べられ、正式表明がありました。

1期目は就任2年目に熊本地震が発生した中、まちづくりセンターの設置や子ども医療費助成制度の拡充、あるいは学校施設へのエアコン設置など、熊本地震の発災という厳しい情勢下で一定の成果は上げられてこられたと、1期目を一定の評価しております。

2期目は、市民の皆様がそれぞれに熊本市に住んでよかった、暮らしてよかったと思っただけのような上質な生活都市熊本を実現するため、1期目の経験を踏まえ熊本市の発展のために全力を傾注していく決意をされ、まず、全ての被災者の生活再建など、震災からの完全な復旧・復興を最優先に取り組んでこられました。

ところが2期目も新型コロナウイルス感染症という、熊本市だけでなく全国、全世界に影響を及ぼすウイルスに加え、ロシアのウクライナ侵略というマイナスとなる状況に置かれました。そのような中でも本市の将来にとって大いなる飛躍の契機となるような、桜町地区市街地再開発事業の開業や国際スポーツ大会、全国都市緑化くまもとフェア、アジア・太平洋水サミットなどの大型イベントの開催など、大西市長指揮

の下、全庁一丸となった取組を進め、世界から注目され多くの人々が集い交流する都市を創造してこられたわけでありますが、一方では大西市長が目指す上質な生活都市が進んだかは疑問です。

その実現のためには、定例市議会本会議後の記者会見でも少し触れられていますが、「10分・20分構想」熊本都市圏の新たな3つの高規格道路を進め、また、T S M C進出を熊本市としてどう生かすかが重要と考えています。

そこでお尋ねいたします。

1点目、これまでの市政運営を御自身ではどのように評価されているのでしょうか。

2点目、3期目の大西市政運営はどのような重点政策に取り組まれるのか。また、その中で「10分・20分構想」熊本都市圏の新たな3つの高規格道路を3期目にどこまで進め、T S M C進出のチャンスを熊本市としてどう生かそうとされているのか。

以上2点、大西市長のお考え、抱負をお聞かせください。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 これまでの8年間を振り返りますと、1期目は平成28年熊本地震からの復旧・復興、2期目は新型コロナウイルス感染症対策を最優先に74万市民の生命、健康、暮らしを守るため全身全霊をかけてまいりました。また、厳しい状況にありましても目指すまちの姿、誰もが憧れる上質な生活都市の実現に向けまして、地域主義の理念の下で市民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら、市長選で掲げましたマニフェストを前に進めてきたところです。

1期目は、就任から間もない平成28年4月に発生しました熊本地震によりまして、熊本市は甚大な被害を受けました。そして任期中、被災者の生活再建を最優先に熊本城の復旧などに全力を尽くしますとともに、まちづくりセンターの設置、あるいは子ども医療費助成制度の拡充などにも取り組んでまいりました。2期目は、引き続き被災者の皆様の生活再建を着実に進め、昨年12月には仮設住宅等にお住まいの世帯がゼロになり、被災したインフラ等も100%復旧するなど、熊本地震からの復興に一定の道筋をつけることができたと考えております。

就任して1年余りの令和2年2月に新型コロナウイルス感染症に見舞われましたが、全国に先駆け専門家会議を設置するなど感染症対策に迅速に取り組みますとともに、本市独自の家賃支援あるいは利子補給など地域の再建に向け、常に緊張感を持ちながら様々な対策を実施してまいりました。同時にICT教育の環境整備や企業誘致活動の拡大、熊本駅前や花畑牧場の整備、中心市街地の町なか再生などに取り組みまして、2期目のマニフェストのうち9割程度はおおむね達成ができていると考えております。

しかしながら現在も感染は収まる気配を見せません。感染症の影響を最小限に抑えながら市民生活を再建することや本格的な少子高齢化、人口減少社会に備え、市民の皆様が安心して暮らせるための未来への礎づくりなど、取り組むべき課題も山積しております。

議員お尋ねの重点政策ということにつきましては、新たなマニフェストでお示しす

る予定でございますが、現下の感染症対策はもとより未来を見据えた子供・子育て支援や地域防災力の向上、多核連携都市づくりや熊本都市圏の交通渋滞解消、さらには行政手続のデジタル化などに力を入れていきたいと考えております。中でも熊本都市圏の慢性的な交通渋滞は市民生活や経済活動に深刻な影響を与えておまして、災害時には救助、復旧活動に大きな支障が生じますことから、その対策は最も優先度が高い政策であると考えております。

引き続き「10分・20分構想」を構成いたします高規格道路の早期実現に向けまして、熊本市議会や県、近隣市町村、経済界などで設立いたしました熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会が一体となりまして、スピード感を持って取り組み、次の4年間で一定の道筋をつけたいと考えております。

TSMCの進出につきましては、熊本都市圏のみならず九州経済のさらなる発展に向けた千載一遇の好機であると認識しておまして、その効果を最大限に高めることが重要であると考えております。県や近隣自治体等とも連携いたしまして企業誘致に戦略的に取り組み、将来的なまちづくりを見据えた交通課題への対応や人材育成はもとより、教育や住環境の充実を図ることで本市の発展へとつなげてまいりたいと考えております。

私の2期目の任期も残り3か月を切りましたが、本市が危機に直面している現在、様々な困難や課題に立ち向かい、市民の皆様の暮らしを守り、未来に向かって希望ある熊本市を実現するため、これまでの経験を最大限に生かしながら、引き続き市政運営を行うべきとの判断に至ったところです。市民の皆様の御理解いただけるのであれば、引き続き先頭に立って生まれ育った熊本市の発展のために全力を尽くしてまいりたい。このように考えております。

〔27番 藤永弘議員 登壇〕

○藤永弘議員 答弁ありがとうございました。

これまでの8年間を振り返られ、1期目は熊本地震からの復旧・復興、2期目は新型コロナウイルス感染症対策を最優先に74万市民の生命、健康、暮らしを守るため、全身全霊をかけてこられたとの思いをお伺いしました。74万市民の生命、健康、暮らしを守る最高責任者の筆舌に尽くし難い心労は想像にも及びませんが、8年間の激務にまずは御苦労さまでしたと申し上げます。

これから3期目を目指していかれませんが、マニフェストを10月下旬告示までには示されますが、重点政策について現下の感染症対策はもとより、未来を見据えた子供・子育て支援や地域防災力の向上、多核連携都市づくりや熊本都市圏の交通渋滞解消、さらには行政手続のデジタル化などに力を入れていきたい考えを示され、中でも熊本都市圏の慢性的な交通渋滞対策を最優先度の高い政策に掲げられ、「10分・20分構想」を構成する高規格道路の早期実現に向けスピード感を持って取り組み、次の4年間で一定の道筋をつけたいとの考えでした。

TSMCの進出については千載一遇の好機であると認識しており、その効果を最大

限に高めることが重要との考えを今お聞きしまして、熊本市の発展のために全力を尽くすとの大西市長の熱い思いが伝わってきました。私も同じ思いであります。T S M Cに対しては戦略等が見えてこないの、チャンスを逸しかねないかと心配しているところです。ぜひとも誰もが憧れる上質な生活都市の礎に向けて、「10分・20分構想」を構成する高規格道路を4年間で一定の道筋、T S M Cの進出の効果を最大限に高めるために全力を尽くしていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

続きまして、選挙の投票についてお伺ひします。

2020年3月の熊本県知事選挙で、投票用紙の数が投票者数より109票少ないトラブルが発生。2012年冬の衆議院選では、比例の最終確定が政令市で最後という不名誉な記録もありました。このように熊本市の開票は過去にトラブルや作業遅れが度々発生していたため、今年7月の参院選では職員の意識向上や市民信頼回復を目的に、政令市1位を目指すという開票目標を掲げました。

私は正直、政令市1位を目指す開票目標を掲げて大丈夫か心配しましたが、7月10日に投開票された参議院選で熊本市の開票終了時刻（最終確定）は翌11日午前2時48分と、全国20政令都市のうち堺市の同2時5分に次いで2番目に早い、目標の政令市1位には届かなかったですが、大きなミスもなく、おおむねスムーズに選挙事務を執行できたと評価し、拍手を送りたいと思ひます。

では、本題に入りたいと思ひます。

有権者の利便性を高めて投票率向上につなげる狙いで、7月2日、3日に南区の大型商業施設ゆめタウンはませんに参院選の期日前投票所を開設しました。市選管が公共施設以外に期日前投票所を設けるのは初めてで、開始から行列ができ有権者が次々に投票を済ませました。西、南区の有権者は2階、中央、東、北区は3階の休憩スペースで午前10時から午後7時まで受け付けており、2日は開始と同時に南区や中央区の投票所に約50人の列ができ、買物の途中で投票でき便利との声もありました。アンケート結果によると、今後もっと拡大されることへの要望があり好評であったようです。

次に、平等選挙のための支援についてです。全ての市民は選挙で投票する権利を持っています。しかし選挙権があってもそれを行使できず、投票行動に参加できない人々がいました。その代表格が重度知的や重度心身の障がいを持った方々です。障がいの投票率についてはデータがないので何とも言えませんが、投票するまでのハードルは健常者に比べれば格段に高いことは確かです。

投票所のような場所に1人でいると、パニックのような状態になってしまうといひます。投票所のスタッフにうまく説明できず、投票を諦めて途中で帰ってしまった人もいました。そのハードルを低くするのに役立つのが投票支援カードで、実際に使用している自治体があります。この投票支援カードを導入している市町村は、札幌市、狛江市、安来市、各務原市、足立区などがあります。

札幌市が導入されている選挙支援カードの大きさはA4サイズで、カードというに

は少し大きめのシートには3つの質問が書かれています。まず1、会話ができる、メモができる、指さしができるのどれかに丸をします。次に、投票所内の道案内が必要か、3、自分で投票用紙に書くことができるかという質問にそれぞれ、はいかいいえで答えます。質問1でどのようなコミュニケーション方法がよいかを伝え、質問2で付添いが必要かどうかの意思表示をします。さらに質問3で代理投票の申請を希望するかどうか伝えられるようになっています。

選挙支援カード作成のきっかけは当事者の声で、知的障がいがある子供とその家族を支援する札幌市手をつなぐ育成会の提案で生まれました。発案に携わった1人、育成会の事務局長を務める深宮しのぶさんの話では、私の息子は自閉症で順番に並んだり、1か所にとどまって待ったりするような行動は苦手です。一々説明しなくても手伝ってほしいことがすぐに分かってもらえたら、どんなに気持ちが楽だろうかと思いました。障がいのある人が選挙に行きやすくするにはどうしたらよいか、考えてできたのがこのカードだったんですとのこと。

育成会は札幌市選挙管理委員会と協力して、2014年から障がいがある人たちが投票の仕組みを学ぶ模擬投票を行ってきました。選挙管理委員会に選挙支援カードを提案してみたところ、すぐに導入が決まり、カードは書く人も見る人も使いやすいよう簡潔な内容を目指したそうです。

質問は選択式にして、丸をつけるだけで必要な支援を伝えられるように工夫され、導入以来選挙支援カードを使って投票し、パニックのような状態にならず投票を諦めて途中で帰ってしまうこともなく、カードで支援が必要なことを伝え、投票所のスタッフに付き添ってもらって1票を投じているそうです。これまでの知的障がい者や認知症の人の投票は不正防止の観点から、むしろ結果的に投票しないようしむけられていた感があります。だが、これからはいかに投票してもらえるかという視点で、困難を抱える人でも投票できる仕組みづくりに重点を置くべきだと考えます。

公職選挙法ができて70年たちますが、知的障がい者や精神障がい者の投票が実質認められたのは2013年とごく最近。実は知的障がい者や精神障がい者は被後見人とも言われ、選挙権は認められていませんでした。選挙権の行使は基本的人権の中でも最も重要な権利であり、民主主義の根幹をなす事項の一つであることは言うまでもありません。そのため各地で選挙権の回復を求める裁判が起こされ、これを違憲と提訴した障がい者らが続々と勝訴し、2013年の公職選挙法改正で制限が撤廃されたのです。ただ、これはあまり知られていない気がします。

そこでお尋ねします。

1点目、期日前投票所に商業施設、南区の大型商業施設ゆめタウンはませんを市長選挙の期日前投票所として開設するのでしょうか。

2点目、今後もっと各区へ拡大されるお考えはあるのでしょうか。

3点目、本市も投票支援カードを作成し、導入するお考えはあるのでしょうか。

以上3点、選挙管理委員会事務局長にお尋ねいたします。

〔中川和徳選挙管理委員会事務局長 登壇〕

○中川和徳選挙管理委員会事務局長 投票について3点の質問にお答えします。

大型商業施設ゆめタウンはませんへの期日前投票所の設置については、本年7月に執行された参議院議員通常選挙のアンケートで、多くの市民の皆様から期日前投票所があると便利という意見をいただいております、11月に執行予定の熊本市長選挙についても設置に向けて準備を進めてまいります。

また、期日前投票所を各区の大型商業施設へ設置することにつきましては、従前から各地域のまちづくりセンター等に期日前投票所が設置されていることから、今後のゆめタウンはませんの投票状況等を見ながら、慎重に判断してまいりたいと考えております。

最後に、議員御案内の投票支援カードにつきましては、障がいのある方が投票するまでのハードルを少しでも下げることにより寄与するものであり、他都市の事例を参考にしながら導入に向け取り組んでまいりたいと考えております。

〔27番 藤永弘議員 登壇〕

○藤永弘議員 答弁ありがとうございました。

11月に執行予定の熊本市長選挙でも、ゆめタウンはませんの期日前投票所を設置される確認が取れました。期日前投票所を各区の商業施設へ設置することについては、今後のゆめタウンはませんの投票状況等を見ながら慎重に判断していくとのこと。従前から設置されている期日前投票所では不便な地域もありますので、期日前投票所を各区の商業施設に加えることで利便性を高めることもできると考えますので、なるべく早く設置に向けて判断していただくことを求めておきます。

投票支援カードについては他都市の事例を参考に導入していくとのことですので、障がい者の方により負担が軽くなる、分かりやすい投票支援カードの製作を期待しておきます。

続きまして、本市の観光戦略についてお尋ねいたします。

令和2年の熊本市観光統計によりますと、観光客入れ込み等の状況は新型コロナウイルス感染症の感染拡大で国内外の観光客が大きく減少したことにより、観光消費額は前年度比53.9%減の381億円、宿泊者数は前年度比40.4%減の168万人、入れ込み数は前年比59.2%減の245万人と、熊本地震が発生した平成28年の数値を大きく下回っていますとあります。

長引くコロナ禍ではありますが、商店街通行量調査結果を見ますと令和3年度は令和2年度に比べますと通行料は1.15倍に増加しており、今年度に入っても少しずつ元の状況に戻っているように感じられます。ただ、空き店舗が目立つようになっており、そのにぎわいに陰りが出ないかと心配しているところです。

そこでお尋ねいたします。

1点目、現在の中心商店街空き店舗の状況はいかがでしょうか。

2点目、商店街の空き店舗解消のため支援制度が行われていますが、その状況はい

かがでしょうか。

3点目、熊本市の観光戦略について、今後いつまでにつくろうとしているのか。

以上3点、経済観光局長にお尋ねいたします。

〔田上聖子経済観光局長 登壇〕

○田上聖子経済観光局長 空き店舗の現状につきましては、中心市街地の空き店舗調査によりますと、令和元年度の302件から本年8月には582件と約1.9倍に増加しております。

このようなことから、新規出店者に対する店舗改装費のみを補助対象としていた従来の空き店舗対策を令和3年11月に抜本的に見直し、新たに店舗所有者を補助対象に加えるとともに、新規出店者に対しましては改装費に加え家賃等も補助することといたしました。さらに本年7月からは歯止めのかからない空き店舗増加の現状を踏まえ、補助対象店舗の拡大や補助額の引上げなど事業の見直しを行いました。

その結果8月末現在で新規出店者が41件、店舗所有者については4件の申請がされており、引き続きより多くの方に御活用いただけるよう周知広報に努めるとともに、今後とも商店街の状況を見極めながら、コロナ禍の環境変化に適した効果的な支援を検討してまいります。

次に、本市の観光戦略についてでございます。今後の観光需要回復期に向けて多様化する観光客のニーズや志向を的確に捉え、エビデンスに基づく観光施策を展開するための指針となる観光戦略を策定することは重要であると認識しております。

しかし、現在新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、戦略策定の基礎となる適正なデータ収集や調査が困難な状況にあることから、まずは国内旅行者の滞在情報や外国人旅行者のニーズ、志向情報など現状でき得る調査、分析に取り組んでいるところでございます。

この結果を当面の事業の方針に活用するとともに、実際に来日、来熊した観光客へのアンケート調査等の結果も踏まえ、令和5年度中を目標に（仮称）観光マーケティング戦略として取りまとめたいと考えております。

〔27番 藤永弘議員 登壇〕

○藤永弘議員 答弁ありがとうございました。

中心市街地の空き店舗は、令和元年度の約1.9倍と増加しているとのことで心配しています。そんな中、歯止めのかからない空き店舗増加を踏まえ、支援制度を行われています。今後も効果的な支援を検討していくとのことですので、よろしく願いしておきます。

本市の観光戦略については、令和5年度中を目標に（仮称）観光マーケティング戦略としてまとめたいとのこと。よき戦略を期待しておきます。

次に、コンベンションやイベントなどの開催動向についてお伺いします。

本年3月の全国都市緑化くまもとフェア、4月には第4回アジア・太平洋水サミットなどの大変大きなイベントや、熊本初となる国際会議が熊本で熊本城ホールや花畑

牧場などで開催されました。震災からの力強い復興と本市の恵まれた自然環境を生かした様々な取組を国内外に発信できたことは、大変喜ばしいことと思っています。

そこで今後の熊本城ホールにおけるコンベンションや、イベントの開催について見通しはいかがでしょうか。また、熊本城ホールと花畑広場をタイアップした企画などは考えていくのでしょうか。

次に、居心地がよく歩きたくなる町なかづくりの取組である、ウォークブル都市の推進について伺います。

今回、花博の開催時期に併せて社会実験として5月3日から5日までの3日間、昨年に続き2回目になりますが、辛島公園北側道路を花畑公園と一体的な利活用によるにぎわい創出のため、車両を通行止めをしました。私も平成30年第1回定例会で車道をオープンスペースに加えるべきだという質問をしましたが、実証実験の検証はどのようになっていますでしょうか。また、いつ実行されるのでしょうか。

最後に1つ提案ですが、例えばふるさと納税にタクシー券を加えてはいかがでしょうか。

以上1点目を経済観光局長に、2点目を都市建設局長に、3点目を政策局長にお尋ねいたします。

〔田上聖子経済観光局長 登壇〕

○田上聖子経済観光局長 熊本城ホールの見通しにつきましては、議員御提示の催事に加え日本外科学会をはじめとするコンベンションや、著名アーティストによるコンサートが開催されるなど、復調の兆しが見えてきたところでございます。

実際に、新型コロナウイルス感染症の影響が顕著だった2020年度の1,000名以上の催事開催実績19件に対しまして、8月末時点において今年度は開催済みを含め約90件、来年度は約70件が予定されるなど回復期に入ったものと捉えております。

次に、熊本城ホールと花畑広場をタイアップした企画につきましては、花畑広場を熊本城ホールで開催される学会のレセプション会場として活用することや、大規模イベントやコンサート開催時に併設会場や、サブ会場として利用することなどを催事開催者に提案しています。

今後、両施設をはじめ近隣施設と一体的な連携を図りながら、大規模コンベンションや各種イベントなどの誘致活動に注力することで、中心市街地のにぎわい創出に寄与してまいりたいと考えております。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 私からは辛島公園北側道路についてお答えいたします。

辛島公園北側道路につきましては、これまで催事等の開催がない平日とくまもと花博開催期間中の2回、歩行者空間化の社会実験を実施いたしました。

その結果、周辺交通に大きな影響がないことを確認し、来訪者等へのアンケートでは約9割の方から肯定的な御意見をいただきましたものの、バスルートの変更に伴いまして周辺駐車場付近でバスと駐車場からの出庫車両がふくそうするなど、一時的な

混雑等が見られました。

引き続き社会実験等により検証を重ねてまいりますとともに、交通対策について交通管理者や周辺事業者等の皆様と協議を進め、歩行者空間化が早期に実現できるよう取り組んでまいります。

〔田中俊実政策局長 登壇〕

○田中俊実政策局長 私からは、ふるさと納税についてお答えします。

本市ではふるさと納税による御寄附に対し、熊本城の復旧・復興など13のメニューを用意しており、寄附額に応じて農産物などの返礼品を選べるようになっております。

議員お尋ねのタクシー券については、現在返礼品としての取扱いは行っておりませんが、本市の観光振興などに大きく寄与するものと考えられますことから、タクシー事業者の皆様の意向をお聞きしながら、返礼品としての登録を進めてまいりたいと考えております。

〔27番 藤永弘議員 登壇〕

○藤永弘議員 答弁ありがとうございます。

熊本城ホールの見通しについては、1,000名以上の催事開催実績で2020年度19件に対して、今年度は8月末時点において開催済みを含めて約70件と回復期にいったようです。熊本城ホールと花畑広場をタイアップした企画についても、活用、利用する提案を催事開催者に提案しているとのこと。今後、大型コンベンションや各種イベントなどの誘致活動に注力することで、中心市街地のにぎわい創出に寄与してまいりたいとの決意をお聞きしました。大いに期待していますのでよろしくお願いします。

辛島公園と花畑広場を分断している車道のオープンスペース化による広場の価値、利便性は格段とアップされると思います。私が質問してからも3年半がたちます。歩行者空間化が早期に実現できるよう取り組むとのことですので、何とぞ早期の実現をお願いしておきます。

タクシー券についてはタクシー事業者の意向をお伺いし、登録を進めるとのことでした。ふるさと納税で納税していただき、その上、熊本に来ていただくことを期待しています。

次に、熊本市公共施設等総合管理計画についてお伺いします。

いよいよ人口減少と急激な少子高齢化によって財政状況が厳しくなっていくため、公共施設の20%減政策が始まりました。本市北区の高平団地（174戸）が校区内の大窪団地（150戸）と合併し、令和5年より大幅減となった150戸の新団地として建て替えが始まる予定です。市民サービスが低下しないように工夫されると思いますが、全く影響を出さないようにすることはできないと思われれます。

そこで、市民の皆様を理解していただくための説明の努力が必要と考えます。平成28年11月28日の公共施設マネジメント調査特別委員会で、我が会派の浜田議員が他都市では公共施設マネジメントについて、担当職員以外でも短い時間で説明できるように分かりやすい漫画を作成しており、その漫画を活用し市民の皆様に対して様々な機

会を通し話をする事で、マネジメント計画を浸透させていく取組を実施している。本市でもぜひとも検討していただきたいと訴えています。

私の方からも当時の担当課長に対し、市民の皆様には本市の公共施設マネジメント計画を分かりやすくするために漫画を作成し、理解していただくことが必要ではないかとの話をした際に、崇城大学に依頼してみますとの話を聞き安心していましたが、いまだ実現していないようです。

また、本市所有の未利用地は42か所あり、8万1,614平方メートルあり、維持管理費用として毎年481万円を要しています。なるべく早く保有に経費のかかるものから先に処分し、経費を軽くして本市の財源にしていく必要を感じています。特に井場下団地跡地は毎年池田の住民の方より草が茂る等の苦情や、地域の広場として開放する等利活用の声をお聞きしているところです。早急な手だてが必要です。

そこでお尋ねいたします。

1点目、熊本市公共施設等総合管理計画を市民の皆様には分かりやすく説明するための漫画作成、活用はどのようにお考えでしょうか。

2点目、井場下団地跡地の維持費は今までどの程度かかり、これからどのようにされるのでしょうか。

3点目、本市所有の未利用地を今後どのようにしていくのでしょうか。

以上3点、関係局のお考えをお聞かせください。

〔三島健一財政局長 登壇〕

○三島健一財政局長 本市では、将来の人口減少等の社会構造の変化に対して持続可能な市政運営を担保していくため、公共施設等総合管理計画に基づき資産総量の適正化などに取り組んでおります。計画の推進に当たっては、市民参画や協働の取組が重要でありますことから、地域住民の皆様に参加いただいたワークショップにおいて、公共施設の統廃合等をシミュレーションするボードゲームを体験いただくなど、分かりやすい啓発に努めてまいりました。議員御提案の漫画の製作、活用についても市民の皆様との情報共有を図る有効な手法と考えており、実現に向け製作方法など具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目の井場下団地跡地についてでございますが、現在普通財産として管理しております。平成29年度から令和3年度の5年間で除草等に約840万円を支出しております。当該跡地については売却を検討しているところでございますが、跡地に至る道路の幅員が狭く、一体的な開発が困難であるなどの課題があり売却には至っておりません。今後も維持管理費の節減に努めるとともに、マーケットサウンディングにおいて民間事業者から利活用に関して意見を聴取するなど、課題解決に向けた検討を継続してまいります。

3点目の本市所有の未利用地の今後についてでございますが、本市が所有する未利用地については売却することを原則としております。今後も売却の準備が整ったものから順次売却し、維持管理費の節減及び財源の確保を図ってまいりたいと考えており

ます。

〔27番 藤永弘議員 登壇〕

○藤永弘議員 答弁ありがとうございました。

計画推進に当たっては、市民参画や協働の取組が重要であることからワークショップを実施し、分かりやすい啓発に努めてきたとのことですが、ワークショップの参加者は中央区28人、東区16人、西区19人、南区27人、北区22人で合計112人です。多くの熊本市民が将来の人口減少等の社会構造の変化に対して、持続可能な市政運営を担保していくための公共施設等総合管理計画であることを理解し、納得されたとは到底思われません。

多くの市民の方に理解し納得していただくためには、市政だより等で分かりやすく漫画等で将来の人口減少等の社会構造の変化に対して、持続可能な市政運営を担保していくための公共施設等総合管理計画であることを、分かりやすく啓発することが必要であると考えています。漫画作成については実現に向けて進めるとのこと。随分待ちましたので早急をお願いしておきます。

本市所有の未使用地の維持管理、年間481万円のうち元井場下団地に158万円も毎年かかり、答弁でありましたとおり平成29年度から令和3年度の5年間で840万円を支出しています。元井場下団地は草刈りを始めて10年以上になると思います。早急な対応を求めておきます。

また、ほかの本市所有の未使用地についても、維持費が必要なところは特に急ぎの対応をすべきと指摘しまして、次の質問に移ります。

次は、私の最後の質問でございます。

災害に備えた避難行動支援についてお伺いいたします。

皆様も御存じのとおり9月1日は防災の日であり、防災週間は8月30日から9月5日の月曜日まででした。ここで、改めて毎年9月1日にある防災のことを考える日について少し紹介したいと思います。防災の日は、災害のことを知って防災意識を高めるとの目的で1960年に制定されました。その由来は1923年9月1日に起こった関東大震災により、死者、行方不明者10万5,000人と多くの犠牲者を出した地震の日を防災の日にすることで、地震が発生したときに被害を最小限に抑えようというメッセージが込められています。

もう一つの由来が二百十日で、2月4日頃の立春から数えて210日に当たる日が9月1日前後となり、古くから台風が多い日であるとされ、地震などの大きな災害はもちろん毎年来る台風にも備えようという日が9月1日の防災の日だと思います。

9月は特に災害が起こったときに行く避難場所の位置や、どのような道を通るのか避難経路を確認し、また、ハザードマップを見て自宅回りでどこが危なくなるのかの確認も大事となります。大きな地震のときだけでなく洪水が起こる前にも避難できるように、大雨が降ったときに発令される警戒レベルのことも理解しておくことが必要です。

さて、災害の中でも水害についてお伺いします。

一昨年9月、昨年12月に続けて災害時の質問になり、またか、しつこいなと思われるでしょうが、これはぜひとも市民の皆様のためにも本市に実行していただかなければと考えていますので、今度こそ危険な地域、一番避難していただきたい方が重い腰を上げて避難所に行こうと思っただけ、具体的な施策が行われることを期待し質問いたします。

本市において、大雨が降り避難情報が発令されても避難所に避難する人は少ないと伺っていますが、前回質問でも申したとおり崖崩れが起こる可能性が高い場所にお住まいの方は、1軒1軒危険性についてお知らせしてあるので比較的避難者が多いようです。これは危険をしっかりと認知し、適切な避難行動を取ることができるよう備えができています。

本市のスマートフォン版ハザードマップでは、最大規模の降雨により河川が氾濫した場合、洪水浸水予定がGPS機能を使うことで、ピンポイントで分かるようになりました。この機能を活用して、浸水の可能性が高いお宅へは最大で何メートルまで自宅が浸水する可能性がありますと、土砂災害警戒区域にお住まいの方と同様に1軒1軒危険性をお知らせし、警戒レベル3（高齢者等避難）で避難するのか、警戒レベル4（避難指示）で避難するのか判断する材料として情報提供ができれば、危険な地域にお住まいの方の避難が増えると考えます。

好んで避難する人はいません。しかし、いつ命に危険が及ぶ水害があるかは誰にも分かりませんので、その重い腰を上げていただく必要があります。生命保険と同じで起こらないほうがよいに決まっていますが、リスクの高いお宅には避難するための適切な情報提供が必要と考えます。

特に高齢者の方は明るいうちの避難が必要です。暗くなってからの避難はかえって危険が生じる場合があります。2階があれば2階にいたほうが安全な場合（垂直避難）もあり、自分の家が最大でどこまでの浸水が想定されているのかを把握しておくことは、避難行動を取る際の重要な情報となります。また、デジタル機器に疎い方も多く、先ほど説明した機能も十分使いこなすことができないため、戸別周知などアナログ的な手法が非常に有効であると考えます。

続けて、ペット同伴の避難所の必要性です。

本市では、令和2年の台風10号時にアクアドームをペット同伴可能な避難所にしましたが、残念ながらペット同伴の方と一般の方の共有の避難所としたために苦情も出ました。ペットを飼われている方と飼われていない方ではペットに対する思いにかなり違いがあり、ペットの鳴き声、臭いが受け入れられない方もいらっしゃる状況を考慮すると、やはり避難所は分ける必要があると考えられます。ペットと一緒に避難できるよう動物専門学校とも協定を結んでおられますが、動物病院の先生は本市施設にこそペット専用の避難所を造っていただきたいと切望されています。

そこでお尋ねいたします。

1点目、特に浸水リスクが高い地域の住民に対し避難行動を意識してもらうためには、自身の身に及ぶリスクを実感できることが重要であると考えます。住民に浸水リスクをお知らせし、適切な避難行動を促すために市としてどのように取り組まれますか。

2点目、市有施設におけるペット同伴避難所を設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上2点、大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 まず、1点目の適切な避難行動を促すための取組につきましては、市民の皆様に対し災害時の避難行動を促すために、事前に的確な情報提供を行うことは大変重要であると認識しております。本市ではこれまで浸水リスクを広く認識していただくため、ハザードマップを全世帯に配付いたしますとともに、スマートフォン版ハザードマップの活用について周知を図るなど、事前の避難行動を促してきたところです。今後は、自分の住む地域の浸水リスクをより現実的なものとしてお考えいただけるよう、例えば想定される浸水の高さを電柱等に表示するなど、高齢者やお子さんにも分かりやすく、適切な避難行動につながる取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の市有施設におけるペット同伴避難所につきましては、災害の発生に備え少しでも多くのペット同伴避難所を確保しておくことは、市民の皆様の避難行動を促す上で重要であると考えております。そこで議員御案内のとおり昨年5月に九州動物学院と協定を締結いたしまして、約300頭分のペット同伴避難所を提供していただくこととしたところです。先日の台風11号の際にも開設いたしまして、市民の方に御利用いただいたところです。さらに現在水前寺競技場において、特別警報級の台風などの際のペット同伴避難所として開設に向けて準備を進めております。引き続き市有施設はもとより民間企業とも連携しながら、市民の皆様が安心してペットと一緒に避難できる施設の拡充について取組を進めてまいります。

〔27番 藤永弘議員 登壇〕

○藤永弘議員 大西市長、答弁ありがとうございます。

これまで浸水を広く認識してもらうため、ハザードマップを全世帯に配付するとともに、スマートフォン版ハザードマップの活用について周知を図り、事前の避難行動を促してこられたことは大変に重要なことで、その努力をされたことを大いに評価いたします。

しかしながら、残念なことに皆様なるべくなら避難したくないので、避難所へ避難する人の数は増えていません。今後は想定される浸水の高さを電柱等に表示するなど、適切な避難行動につながる取組を進めていくとのことで、見える化により避難行動を取られる方が増えることと大いに期待し評価いたします。

ペット同伴の公的避難所については、災害の際市民の皆様様の避難行動を促す上で重

要であり、水前寺競技場を特別警報級の台風などの際のペット同伴避難所として開設に向けて準備を進めているとのことで、ペットがいるので避難ができないと思っている方に安心していただけたと思います。準備を進めるに当たってはハード面だけでなくソフト面が大事ですので、動物愛護センター職員や動物病院の先生等の協力を得て、人員体制を万全にしてください。

今回の私の用意した項目は以上で終了いたします。傍聴していただきました皆様、また、インターネットを見ていただいた皆様、市長をはじめ答弁していただきました執行部の皆様ありがとうございました。

以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○原亨議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○原亨議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○原亨議長 一般質問を続行いたします。

吉村健治議員の発言を許します。吉村健治議員。

〔14番 吉村健治議員 登壇 拍手〕

○吉村健治議員 市民連合、吉村健治でございます。どうぞ本日はよろしくお願い申し上げます。

まず、いまだ続くコロナウイルス感染症禍において、亡くなられた多くの方々に深くお悔やみ申し上げます。また、現在重症化し闘病で苦しまれている方々にお見舞いを申し上げるとともに、医療関係者など感染リスクがある中でも、私たち市民の生活を維持するために現場で働き続けなければならない方々や、それぞれの立場で日夜御奮闘いただいている方々に心より感謝を申し上げます。

また、さきの参議院議員選挙中、安倍晋三氏が非業の死を遂げられたことに対し、御遺族に対し哀悼の意を表します。日本国憲法の下どのような言論も暴力で封じることが、いつの時代においても到底許されることではなく、これからも断じてあってはなりません。銃撃犯の背景や動機は今後司法に委ねられることとなりますが、事実がゆがめられることのないよう解明され、このようなことが二度と起きないよう切に願うものであります。

今回の銃撃事件を発端に、再表面化した旧統一教会にまつわる様々な問題や政治との関わりなどの一連の報道が、長くこの問題を忘れていた私たちにカルト教団やマルチ商法の問題点を思い起こさせてくれました。その関連団体の関係者が開催するピースロードなるイベントに、熊本市が数年にわたり名義後援をしていたことは、結果的

にその団体にお墨つきを与え、市民に不利益を与えた結果となり、市民の生命と財産を守る市政としてはあまりにも不用意であり、今回その後、後援取消しに至った経緯について、市民に対しての説明責任がいまだなされていません。名義後援取消しとその関連問題について、以下質問をさせていただきます。

ピースロードとは一体どんなものか。また、その後援をした経緯とその根拠。その根拠に基づいて過去に遡って不適切な名義後援はなかったか。旧統一教会系団体関係者が関係する団体等に熊本市が賛助会員等になっていないかどうか。全てにおいて市民の責任が十分であるかどうか。熊本市後援申請書や審査方法に不備はないか。今後の対策。

担当局長の答弁を求めます。

また、名義後援に関して市長の見解と、市長御自身の当該関係団体との過去についての関わりがないかどうか。大西市長の答弁を求めます。

〔田中俊実政策局長 登壇〕

○田中俊実政策局長 本市では、平成30年度以降熊本県ピースロード実行委員会から、ピースロード2022 in KUMAMOTOの名義後援の申請がなされており、後援の承認決定を行ってきたところでございます。決定に当たっては、熊本市の後援等に関する要綱に基づき事業内容の確認を行うとともに、県や他の自治体の対応状況等を踏まえ承認してまいりました。

しかしながら、今年7月の安倍元首相に対する銃撃事件後、旧統一教会（世界平和統一家庭連合）と、その関連団体であるUPF（天宙平和連合）との関わりが報道等でクローズアップされたことから、当該事業がUPFのプロジェクトの一つであることが判明したものでございます。そこで、当該事業に対して市民の皆様の不安や懸念が増大しており、名義後援基準の一つである公益性が高く、市の施策に寄与するものとは認め難いと考えられることから、後援の継続は適当ではないと判断し取消しを行ったものでございます。

また、他の関連団体等への名義後援等について全庁的に調査を行った結果、教育委員会等において該当するものがありましたので、今後このような案件があった場合は速やかに必要な対応を図ることとしたところでございます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本市では、名義後援を行う際はこれまで熊本市の後援等に関する要綱に基づき、後援の可否について判断を行ってきております。議員御指摘のとおり、本市が名義後援を行うことで市民の皆様に対し、その団体や事業に対する信用や安心感を与えることは承知しております。

今後は、名義後援の在り方について他の自治体の状況などを踏まえ内部で検討を行いますとともに、案件ごとにさらに慎重に内容を精査し、後援の可否について適切な判断を行うよう徹底してまいります。

また、私自身の当該関係団体との関わりについてのお尋ねでございますが、私はこ

れまでの政治活動の中で、当該団体との関わりについて過去に遡って調査いたしました結果、県議会議員時代から市長就任後現在に至るまで、当該関係団体や関連イベントなどへの出席、メッセージの送付記録もなく、一切の関わりがないことを確認いたしました。

〔14番 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 40年以上前から特定の反社会的宗教団体や、関連団体によるマルチ勧誘が日本全国の大学キャンパス内等で行われてきたことは、ここ熊本においても県内の大学学長はもちろん大学関係者でなくても誰もが知る事実だと思います。新入生等に対しサークルを隠れみのに、原理研と称する学生組織が言葉巧みにターゲットを洗脳、マルチ勧誘を展開し、多くの学生やその家族、友人の人生を狂わせ社会問題化しました。そのことから現在でも各大学では、新入生のオリエンテーション時や長期休暇前に学生に対し大学側が注意喚起し、啓蒙活動を続けておられます。

また大人に対して、特に女性に対しちょっとした弱みや苦しみに付け込むことで、結果、生活破綻を招いてきたものであります。その団体の狂信的な、ここが大事なんですけれども、教義に基づく違法行為が行われていることは、社会において許容されるはずがありません。

熊本市が名義後援をするということは、先ほども申しましたけれども、市としてお墨つきを与え権威づけすることであり、市民が参加する際の大きな目安の一つとも言えるもので、後援する際には細心の注意が必要なのは当たり前です。間違った判断をさせてしまうことで結果的に熊本市民がカルト集団に取り込まれ、思想操作されマルチ商法の被害に遭う可能性は否定できません。

熊本市が教義に基づく違法行為を行ってきたと考えられる団体に対する、名義後援をひとまず取り消したことは一定の評価をいたしますが、政策局長の答弁からはまだ問題の根深さ、悪質さに対する認識不足、市民に対しての反省の言葉が全くないのは、私としては信じ難く大変お粗末であると言わざるを得ません。今後このような案件があった場合は、速やかに必要な対応を講じてまいるとのことでしたが、また後援を取り消す、取り消せば解決するという意味なのでしょうか。

また、申請時点では判明しなかったとのお答えですが、私自身も当該実行委員会が熊本市に提出した後援申請書類の写しを確認いたしました。事業計画書、委員会会則、役員名簿には一目で旧統一教会関係者と分かる肩書のものが名を連ねており、会則の一部には「本会の目的は世界平和を妨害するあらゆる悪を排除し」など、純粋な平和団体とは考えられない文言もあり、普通に審査していれば今回の不始末は防げたのは間違いないと私は確信しております。

また、先ほど政策局長が言われた教育委員会の名義後援の件ですが、熊本市教育委員会がピースロードの副実行委員長でもあった、元熊本県の教育長が代表理事を務める旧統一教会関連団体と指摘されるピュアフォーラムなる組織の設立記念会の名義後援をはじめ、集いと称する行事に後援していたことなどは、私としては驚かされまし

た。

事の重大さが分かっていないのか、教育委員会をはじめ熊本市からの後援取消しについてのコメントすらなく、市民に対する説明責任を全く果たしていないと言えます。そういった組織の在り方では、今後市長答弁にあった名義後援の在り方について内部で検討し、案件ごとに慎重に審査し適切な判断をなすことが本当にできるのか、私としては極めて疑問であります。事の重大さに鑑み、猛省の上、市民からの信頼回復に努め、今後名義後援をしたイベントに参加する市民に、間違っても不利益が生じないように願いたいと強く思っております。

報道では政治と宗教がどう関わっているかがクローズアップされていますが、私たちが気をつけなければいけないのは、当該団体が教義に基づく反社会的活動を繰り返し、実際にたくさんの被害者がいること。そのことが裁判所において認定されている団体であり、今現在もその被害者が増え続けているということ。その危険な団体と政治家との関わり合いが問題なのであって、他のほとんどの宗教団体は人をだますことなく真面目に宗教活動をされ、間違った風評被害を受け大変な迷惑を被っていらっしゃる方も多いこと。私たちはきちんと理解し、きちんと両者の違いを区別しなければなりません。

さて、一連の報道によりますと旧統一教会、正式名が世界基督教統一神霊協会は教義を変えないまま、なぜか名称変更が文化庁から許可され、世界平和統一家庭連合と称していますが、いまだ法人格をいただいたままです。本体とは別の友好団体と称する多くの団体も、中身を見ると旧統一教会の教義に基づき活動している団体であることから実態は同じであり、当該団体をめぐる裁判結果などの事実関係を見ても、この団体が財産法上の優遇措置をいまだ受け続けていることは許されるべきものではなく、国は宗教法人法に基づく解散命令なども視野に入れるべきだと考えております。

人を欺き人生を狂わせ、お金に飢えたカルト集団と言われる宗教団体は、宗教法人格をいただく資格はありません。税法上の優遇処置を受けずとも信者の憲法上の宗教の自由を奪うことではないため、法的な問題もありません。

先日、立憲民主党熊本県連合の招きで来熊されたジャーナリストの有田芳生氏は、講演やインタビューの中で旧統一教会の特徴やその危険性、長年にわたる政治とのつながりに関してお話をされました。旧統一教会の問題と今後どう向き合っていけばいいのかとの問いに、靈感商法の被害者対策と教会と結びついた議員や政治への批判は当然です。しかし、統一教会の全活動が否定され、信者個人が被害者である側面にも目を向けるべきだ。また、親が信者の宗教2世を含めその家族をどう救済していくかも、熊本でも行政が中心となって関係者と連携し、相談窓口などもつくるべきだと話をされました。

消費者生活相談窓口は地方行政に任されていますが、国も被害者を救う取組を開始することです。洗脳された信者自ら相談することは考えにくいいため、その被害者の家族、その周辺にいらっしゃる方に対する相談体制を構築するとともに、その相

談員の専門性が要求されますので、本市消費者センターの体制強化と専門員の研修が必要かと思われまます。

先ほど大西市長は、自らの言葉で当該団体等と一切関係性が過去ないことを言明されました。大西市長に市政を任せる74万熊本市民の方々の負託に応えるためにも、これからも政治家として、熊本市長として御活躍をお祈り申し上げます。熊本市民がこういった団体からの害を被らないよう、また、現在被害に遭っている方の救済に全力をこれからも傾けていただくことをお願いしたいと思ひます。

そして、私たち熊本市市議会議員も市民の生命と財産を守り、安心して暮らせる熊本市をつくり上げていくという点で市長と同じ立場にあります。私自身も過去に遡って当該団体や関係者とのつながりがなにかを調べ、取りあえず私が調べる範囲内では何も関係がなかったことを、この場をお借りして御報告いたします。現在、地方議員と当該団体との関係が報道される中、日頃の政治活動や来春の統一地方選挙が控える今、政治家として自らの襟を正していきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

部活動の地域移行について今からお話しをさせていただきます。

学校における部活動は、戦後の学校教育の中で生徒指導の一環として教育的価値も高いとされ、昭和平成の時代において基本的には誰もが参加することができる日本独特のシステムでしたが、社会構造の変化に伴い少子化による部員不足等によって学校単位の活動が難しくなり、さらに教員の先生方の不足や教員の働き方改革の必要性からも制度疲労が顕著になり、部活動制度の大改革が避け難い流れになっております。これまでの部活にまつわる国の教育行政や保護者の意識は、教師や指導者の勤労意識やその誇り、やりがいにおんぶにだっこであって、その上にあぐらをかいてきたことは私自身も含め間違いございません。

そういった状況の中で本年、文部科学省の外局であるスポーツ庁と文化庁の部活動の地域移行に関する検討会議において、主に全国の公立中学校の運動部系部活と文化系部活の実施主体を学校から地域へ段階的に委ねる、部活動の地域移行を行うべしといった内容の提言をそれぞれが提出いたしました。これは2020年文部科学省が公立中学校の休日部活動を対象に、2023年度から段階的に地域移行させる方針決定後、検討を重ね、来年、令和5年度から3年間を改革集中期間として地域移行を推進し、将来的には平日もそうすると提言したものです。

そのことは、つまり今の学校指導要領では部活動を教育の一環と位置づけていますが、地域移行後は大人のスポーツ活動や文化芸術活動同様、社会教育の一環として位置づけるよう、学習指導要領の関連規定を見直す必要性も示されております。

そこで教育長にお尋ねいたします。

提言を受けて文科省からの通知はまだ熊本市に示されていないと聞いておりますが、提言がなされた背景と本市が把握する公立中学校の部活動における問題点の現状認識を、生徒、教員などそれぞれの立場での具体例をお示しくたさい。

この提言は、一番は子供たちのためのものだと思いますが、地域移行を進める上で今後想定される問題点や課題は何でしょうか。また、短期間での体制確立はなかなか難しいと思いますけれども、地域の受入先の想定や本市の取り組み体制はどうされますか。

部活動は部活動顧問が今までいわゆる給特法、教職員給与特別措置法による給与制度の下50年間、サービス残業をされてきたことで維持されてきた面があります。今回の地域移行の動きは現在指導を担う顧問教員の働き方改革を進める上で、一助になり得るかどうかを教育長にお聞きしたい。

また、提言を読まれての教育長の所見とともに、部活動の地域移行に関してはかなり複雑な問題を抱えており、担当局だけでなく全庁的な取組になると思われますが、どのように進められるかお聞かせください。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 部活動は、これまで実態として教員の時間外勤務によって支えられてきたことは御指摘のとおりです。少子化が進行していく中で持続可能な部活動と、学校の働き方改革の両方を実現していくことが求められております。本市においても生徒数の減少により一部の部活動で継続困難となったり、試合に出られなかったりするなどの課題が生じております。

また、本市中学校教育の約8割が何らかの形で部活動指導に携わっており、長時間勤務の大きな要因の一つとなっているほか、指導経験のない教員にとっては負担感が大きいものとなっております。

地域移行を進めるに当たっては、受皿となる団体等の整備充実、指導者の質、量の確保や施設の確保、保護者負担の在り方の整理等、想定される課題が多岐にわたっております。例えば受皿の整備充実については、運営団体をつくり指導者を派遣する方法のほか、総合型地域スポーツクラブや民間事業者が受入先となり、運営する方法等が考えられます。

そこで教育委員会内のプロジェクト会議や経済観光局、文化市民局、教育委員会事務局の関係課長及び市立学校の校長で構成する庁内検討会議において課題整理を行っております。また、子供の多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図る上で必要な事項を審議する、熊本市部活動改革検討委員会を教育委員会の附属機関として設置するため、本定例会において条例改正案を上程させていただいております。

働き方改革に関しては、地域人材の活用によって教員の長時間勤務の是正につながるほか、時間外に指導を希望する教員には兼業の許可を行い、適正な対価を受けることができる仕組みの構成も併せて検討してまいります。今回提言を出された国に対しては、保護者の負担軽減を図るための補助制度の創設や平日、休日を含めた体制整備等、実現可能性の高い制度設計に取り組むよう引き続き要望してまいります。本市の実情を踏まえた取組を関係局と連携して進めていくことで、本市のスポーツ、文化活

動の充実と教員の働き方改革の両立に取り組んでまいります。

〔14番 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 教育長の教育現場の現実と課題認識をお話いただき、正しい理解の下、取り組まれるであろうことが分かりました。私を含め社会全体が今までの部活動に対する思考を大きく意識改革しなければなりません。今までの部活動をただ単に地域移行するだけでは必ず失敗します。

私たち大人が昭和や平成の時代に戦後教育の流れから来た集団的達成感や人間形成といった教育効果は、これからも子供たちが得られることは必要ですが、価値観の多様化やそれぞれの家庭環境や何を大切にするかなど幅広く柔軟に応えるためには、スポーツ庁長官が提唱しているように小学生のうちからの全国大会など、過度の勝利至上主義を植え込みかねない今の現状を見直し、子供たちが生涯にわたってスポーツや文化、芸術などを楽しめる場を地域につくり持続性を持たせること。それが大人の責任で成功させなければなりません。

課題が多岐にわたることから移行時においては検証を重ね、現場の声を最も大事にしてほしいと思います。大切な青春時代に居住地や経済的格差によって子供たちに不利益や過度の負担が生じないよう、希望する誰もがスポーツや文化、芸術に親しみ、触れる機会を平等に与えられるために、行政として積極的支援体制の構築は全庁体制で臨んでいただきたい。拙速に事を進めず、結論ありきではなく、持続可能性が担保されるものであるべきです。

今回の一般質問に先立ち、数名の先生方に部活動の地域移行に関する提言と、教員の現在の働き方についてお話を伺いました。先生方は現行制度に対する疲労感はあるものの、部活動に対する意欲や、やりがい感は高いものがありました。部活動の指導を通じて子供の人間性を高め、成長に関われることが教員のやりがいであり教師の仕事のダイナミズムの一つで、生活が多少犠牲になってもやりがいを優先したいという先生もいらっしゃる一方、不慣れで経験値がない運動や文化部を引き受ける先生方の負担はまた別問題で疲弊感が進み、本業である授業やその準備、生徒指導の時間が取れないなどの現実を訴えていらっしゃる方もいらっしゃいました。

今回の文部科学省外局の提言は、働き方改革や教員不足解決にもつながる問題提起としてはよかったのではないかと考えています。地域移行が今後進んでも、やる気があり指導を継続して行いたいという先生方もたくさんいらっしゃることから、今までの教員の頑張りやただ働き残業に甘えてきた体制を改め、地域移行後も部活動指導に携わることができるように教育長が検討すると言われた兼業、副業の許可を行い、教員も適正な対価を受ける当然の権利を早急に与えてほしいと思います。

そして、子供たちを取り巻く地域社会を守りながら最終的に成功に導くためには、指導者の確保と質の担保、地域の受入れ体制の充実、継続性をいかに進めていくかです。少年団や文化芸術団での保護、育成と、その担い手不足解消には退職教員の方々やシニア世代の発掘と育成、現役学生の有効的活用、指導員資格の柔軟かつ適正な取

得など今後議論を進めるべきです。また、継続的な受入先となってもらうためには民間クラブの育成、総合型地域スポーツクラブの体制整備強化のためのNPO法人化と、その手厚い支援も必要となってきます。

いずれにせよ今回の提言をきっかけに、いい意味で教育界や地域社会の大事な転換期になってほしいと思います。これまでの学校部活動が果たしてきた意義を踏まえ、熊本市内各地それぞれの実情や問題を随時把握し、それに応じた柔軟性を持って活発な議論を、そして、その環境づくりをまずお願いしたいと思います。

それでは、台湾有事の際、沖縄県からの避難民や本市の受入れ体制についてお尋ねを申し上げます。

この質問は、台湾有事における本市の取り得る避難民の方々への対応について、あらゆる有事があってはならない、また、有事をあおるものでは決してないという大前提の下お聞きいたします。

本年は沖縄県の本土復帰50年と併せ、日中国交正常化も50年を迎える歴史的年度ですけれども、昨今の国際情勢を鑑み、沖縄や台湾周辺の軍事的緊張が日に日に強まっております。国交回復後の日本と中国の関係は、経済的にも文化的にも深いつながりを積み重ねてまいりましたが、中国が世界有数の経済、軍事大国への道を突き進んだ今、日本においての尖閣諸島やアジア諸国との領土領海問題での対立を深め、多くのあつれきや対立を生じさせ、そのことは民間レベルの交流にも悪影響を与えておりますが、私たちの隣国である中国とはこれからも隣国であり続けることから、同じアジアの一員としてあらゆる努力をしながら平和的友好関係を構築し、それを継続しなければなりません。

先月上旬、アメリカ合衆国のペロシ副大統領の訪台や超党派議員団から成る訪問団に対し、中国の軍事的報復としての威圧的行動は、偶発的有事が起りかねない危険な行動ですが、離れた場所に住む私たち日本本土にいる人間と、沖縄の方々との有事に対する肌感覚がかなり違い、私たちはどこか他人事として捉えている感じが否めません。

台湾から距離にして110キロほどしか離れていない、沖縄県与那国島の島民の方々やそれ以北の南西諸島にお住まいの方々にとって、今回の中国の軍事演習と称する威圧行動で発射した弾道ミサイル5発が、日本の排他的経済水域内の波照間島や与那国島の目と鼻の先に落とされ、2機の無人機が沖縄本島と宮古島間を通過するなどとした軍事演習などから緊張が高まり、漁業者は1か月余りも漁に出られない状況が続き、また、飲食業や観光をなりわいとするの方々、島民の方々にこれまで以上に大きな恐怖と隣国に奔走され、辺境の島に生きる不安をより募らせる事態となっております。

現地報道によると、地元自治体である与那国町をはじめ離島自治体の方々は、有事に備え島民の安全確保や避難計画を策定中とのことですが、その避難方法や避難先が見つからず苦慮されているとのこと。当初避難先として予定していた石垣島や沖縄本島も米軍基地や自衛隊を抱えており、有事の際は戦火に見舞われる可能性もあり、

島民を受け入れる体制を取れる可能性があまりないということに加え、尖閣諸島などの防衛に忙殺される自衛隊や海上保安庁の方々の機動的な動きも限られ、避難の主体は常に現場自治体に委ねられることが考えられます。

果たして有事の際、子供やお年寄り、病気を抱える人々を含む数千、数万人に及ぶ住民の方々の緊急避難路と避難先等を一自治体ができるとは到底思えません。また、台湾の避難民が来られる可能性も考慮すべきです。もちろん防衛や避難体制については国の専権事項ではありますが、沖縄県が抱える有事対応と有事直前時の対応を同じ九州の仲間である熊本市としても、あらかじめ避難受入れの体制づくり、シミュレーションをしておき不測の事態に備えていくことが、熊本市が最初にできる沖縄に寄り添うことではないかと思えます。以下、市長にお聞きします。

台湾有事の際、沖縄の方々や台湾から避難されてきた方々の受入れは可能かどうか。その際、国や沖縄県に対して積極的に手を挙げる考えがあるか。受入れをする場合はどのような受入れ体制を取るか。台湾有事にかかわらず、軍事的有事の際のシミュレーションなど本市として今後行うかどうか。また、市長として有事が起こらないために市としてできることは何でしょうか。市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 有事の際の避難民に対する本市の対応につきまして、一括してお答えいたします。

市民の生命、身体、財産を守る市長として台湾情勢や北朝鮮のミサイル問題などに対し、高い関心を持って情勢を注視しているところです。本市は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の対象となるような事態が発生した場合、国が定める対処基本方針に基づき、国、県、関係機関と連携し被害情報の収集や避難実施要領の作成など、市民の皆様の安全確保を図る役割を担っております。

一方で、これまで東日本大震災やウクライナからの避難者等に対し、住居や物資の提供、医療体制、教育環境の確保など本市独自の支援を行ってまいりました。今後、有事の際に避難者等を受け入れる必要が生じた場合は、これまで同様寄り添った支援を行いますとともに、地域生活に必要な情報提供や国等が示す支援メニューを踏まえ、的確な支援等に取り組んでまいります。

また、有事が起こらないために本市としてできることについてのお尋ねでございますが、私は平和宣言都市を行った自治体の長として、常日頃から草の根レベルでの市民交流や都市交流を通じて、諸外国との友好関係を築いていくことが極めて重要であると考えております。今後もこのように地道な交流活動の積み重ねによって、平和な国際社会の実現に貢献できるよう積極的に取り組んでまいります。

〔14番 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 お答えいただきありがとうございます。

沖縄県は、かつての琉球王朝前よりもアジア各国との中継貿易などを通じて、アジ

アの国々をつなぐかけ橋としての長い歴史がありますが、それは常に他国との争いに巻き込まれた時代でもあります。自衛隊基地が近年配備された与那国島は台湾から100キロ余り、常に島民の方々は緊張状態に現在置かれており、米軍基地を抱える沖縄県民の方々は戦前戦後と変わらぬ苦難の道をいまだに歩まれております。

沖縄県は先ほど市長の話もありましたように、東日本大震災において多くの避難民を受け入れ、さらに熊本地震においても多大なる御支援を熊本にいただいたのは記憶に新しいところで、私たち熊本市民はそんなことを忘れてはいけません。終戦から27年もの間アメリカの統治下に置かれ、1972年、今から50年前、沖縄県は希望を持って本土に復帰しました。しかし、本土に復帰すれば基地問題も解決し、本土並みの生活が送れると信じて復帰運動をされた沖縄の方々の気持ちは、まだいまだ踏みにじられたままです。

現在沖縄県には31の米軍専用施設があり、その総面積は熊本の面積の約60%以上を占め、日本の国土の0.6%にすぎない沖縄県にあって本土復帰時に本土約41%、沖縄県59%であった米軍専用施設の割合は今現在日本本土に29%、沖縄県に71%となっており、朝鮮戦争後、米海兵隊基地の整備縮小が本土においては大きく改善が図られる一方、その分海兵隊が沖縄に移転するなど、沖縄により負担を押しつけている状況に加え、軟弱地盤の上に建設中の辺野古新基地問題は、県民投票における基地建設反対の意思表示が完全に無視されております。

また、陸上だけでなく沖縄県及びその周辺には水域27か所、空域20か所が訓練区域として米軍管理下に置かれ、漁業への制限や航空経路への多大なる制限もございます。その規模は水域では九州の1.3倍、空域は北海道の1.1倍という広大さです。

さらにその訓練域外での無断訓練も常態化しており、まさに占領下と変わらず、いまだに米軍をめぐる事件、事故によって多くの県民が人生を狂わされ、ドイツ、イタリアなどアメリカと地位協定を結んでいる国々とは違い、日本の国内法が通用しない不平等条約である日米地位協定の下、強姦や殺人事件が日本の法律ではまともに裁かれず、沖縄県民の基本的な人権すら侵されています。

様々な問題において県民を社会的に分断する事態が頑然と残る中、不合理や矛盾と今も戦っておられます。本土とは程遠い不合理な状態を私たちは沖縄に住む人たちに押し続けていますが、沖縄の方々に対し私たち熊本市民に何ができるか、真剣に考えなければならないと思います。

8月15日、日本武道館で執り行われた全国戦没者慰霊式に熊本県遺族団の一員として、私は台湾沖で戦死した私の父方の祖父の慰霊に参加することができました。その際、天皇陛下の戦後の長きにわたる平和な歳月に思いをいたしつつ、過去を鑑み深い反省の上に立ち、再び戦争の惨禍が繰り返されぬことを切に願うとのお言葉がありました。終戦以来77年、先人のたゆみない努力によって今日の日本の平和と繁栄が築き上げられましたが、そこには唯一の地上戦で市民が日米両軍から殺された沖縄の人々をはじめ、日本中の市井の人々の多くの苦難と犠牲があったことを現代に生きる私た

ちは深く理解し、かけがえのない命を失った人々とその家族、これから生まれてくる子供たちのためにも、二度と戦争が起きないようにするための不断の努力を行うことのみ注力をすべきです。

戦争における加害者責任と被害実態を知る日本だからこそ、戦争に向かうのではなくアジアや世界の一員として平和的外交交渉や、継続的コミュニケーションを行っていかねばなりません。本市においても姉妹都市である中国桂林市、友好交流都市である台湾高雄市との大切に貴重な友好関係があります。大西市長におかれましては、引き続き両者を平和的に結びつけられるよう橋渡し役を果たすとともに、熊本市民を含めた相互の友好交流が永続的に図れますよう、様々な働きかけを粘り強く行っていただき、沖縄の歴史的背景や熊本地震発生時の沖縄県の方々の、熊本市民にいただいた寄り添いに少しでも報いるために避難民の受け入れ意思を示すことは、小さいことかもしれませんが、きっと沖縄に住む方たちの気持ちに伝わるのではないかと思います。それでは、最後の質問をさせていただきます。

ネオニコチノイド系農薬と食と人の安全について、少しお話しをさせていただきます。

植物連鎖において大切な役割を果たす蜜蜂の大量死や大量失踪、全体数の減少が報告され始めて約30年たちます。EU諸国で始まった蜂群崩壊現象は、2010年過ぎには中南米、北アメリカ、インド、中国などに広がり、現在日本においても同じような現象が続いております。多くの場合、巣に女王蜂だけが残し、働き蜂が姿を消し死骸が見当たらない。多数のさなぎや蜜、花粉が残っているなどの特徴が挙げられております。

こういった現象の原因として当初はダニやウイルス、地球温暖化などが挙げられてきましたが、2012年に科学雑誌サイエンスやネイチャーにこの農薬と蜂群崩壊の関連を結びつける論文が掲載され、蜜蜂大量死などの直接的原因であることが発表されました。論文によりますと、蜂が巣に戻れなくなったのはネオニコチノイド系農薬が成虫の脳、神経系を直撃し、方向感覚や帰巣本能を侵し、農薬で汚染された花粉や蜜を食べた幼虫の生育に悪影響を与え、さらにこの農薬を浴びることによって蜂の免疫力が低下し、ダニやウイルスへの抵抗力を失ったとされております。

そもそも農薬とは第二次世界大戦後、生物兵器技術が研究応用された後製造され、広く世界中で使われるようになりましたが、有機塩素系、リン系、ピレストロイド系の新しい農薬の登場後その危険性が明らかになり、今回私が取り上げましたネオニコチノイド系農薬は、その名前のおりたばこの有害物質のニコチンに似ているので、新しいニコチンのような物質ということでネオニコチノイドという名前がつき、蜜蜂の大量発生と時を同じくする1990年頃開発、販売され、現在、特に日本において多く使用されております。そして、現在蜜蜂を含む昆虫類をはじめとする幅広い生態系に悪影響をもたらし、さらに人への影響、発達障害などの神経障害を引き起こす可能性が取り沙汰されております。

今、話したような農薬が林業、農業はもちろん家庭用殺虫剤やシロアリ駆除などの用途として使われており、有機リン系農薬や家庭用接着剤に使われているピレスロイド系農薬と複合的な環境汚染を起こし、耕作地周辺に住む人たちや食品を口にする消費者は有毒性にさらされています。

私が相談を受けた消費者団体の方々や子を持つ親の方々が心配するのは、そういった複合的汚染によって近年見られるようになった子供の発達障害やアレルギーの急増、成人の精神疾患の増加にこれらの農薬汚染が深く関与している可能性が、多くの研究論文で指摘されていることです。

害虫を駆除するための薬剤が人にまで影響が及ぶ連鎖があるとしたら、本末転倒だと言えます。この農薬は農業従事者の手間が省け、人にも環境にも優しい農薬との宣伝文句で、今では広く現場で使用される商品の一つとなりました。世界の中で単位面積当たりの農薬使用量が他国に比べ格段に高い日本において、このまま使用を続けていいのでしょうか。

そこで、農水局長にお聞きします。

国において登録されているネオニコチノイド系農薬の種類と、その特性を教えてください。熊本市におけるネオニコチノイド系農薬の使用状況を教えてください。さらに自然への影響や、人への健康被害実態を本市担当局は聞き及んで理解しているか。ネオニコチノイドは蜂を含む生物の生態系への悪影響が科学的に確認されています。多くの野菜や果物等の花粉交配、受粉に大きな役割を果たしている蜜蜂の大量死や大量失踪が発生し、また、人においても発達神経系障害が懸念され、フランス、ドイツ、イタリアなどのEU諸国をはじめ、世界各国で使用禁止などの厳しい規制が取られている現在において、なおネオニコチノイドの残留基準値が極めて緩く、諸外国で使用されなくなった農薬を日本で在庫処分しているとも言える状況ですけれども、予防原則の下、厳しい当たり前の規制を設ける必要があると思いますが、その見解を問います。さらに農水局長として農薬を正しく使用するという事はどういうことか、環境保全型農業に対する本市の見解をお示してください。

〔大塚裕一農水局長 登壇〕

○大塚裕一農水局長 ただいま御質問がありました5点について、順にお答えいたします。

まず、国で登録されているネオニコチノイド系農薬の種類と特性について。国内ではイミダクロプリド、クロチアニジン、チアメトキサム、ジノテフラン等を有効成分とする7種類のネオニコチノイド系農薬が登録されています。これらのネオニコチノイド系農薬は、昆虫の神経伝達を阻害する作用により幅広い種類の害虫に対し優れた防除効果を発揮するとともに、水溶性で植物体への浸透移行性が高いことから、持続的に防除効果を発揮するとされています。

次に、本市におけるネオニコチノイド系農薬の使用状況についてです。国内においてネオニコチノイド系農薬はカメムシ類、ウンカ類、アブラムシ類、コナジラミ類等

の主要な害虫の防除を目的として、稲、果樹、野菜等の幅広い作物で使用されています。本市においても国内同様農作物を安定的に生産するために、必要な農薬として農業者に利用されています。

続いて、自然への影響や健康被害の実態についてです。議員の御発言にもありましたように、一部の学術誌やメディア等においてネオニコチノイド系農薬の安全性に疑問が呈されていることは承知しております。このような農薬の安全性評価について、国は農薬取締法を平成30年に改正し、既に登録されている全ての農薬について最新の科学的知見に基づき、安全性等の再評価を行う仕組みを導入いたしました。まずは国内での使用量が多い農薬から着手するとされており、グリホサート系除草剤や5種類のネオニコチノイド系農薬を対象とした再評価が令和3年度に開始されたと伺っております。

本市における規制の必要性についてですが、ネオニコチノイド系を含む全ての農薬については、農薬取締法に基づき関係府省が連携して農薬を使用する農業者の健康への影響、水質や水生生物等への影響、周辺農作物や蜜蜂等の有用生物への影響、農薬が残留した農作物を食べた消費者の健康への影響などの安全性を評価し、問題がないと判断されたものが農林水産省によって登録されています。

本市としては、安全性は国によって担保されているものと認識しています。したがって、各農薬メーカー等が法律に基づく国の登録を受けた上で販売している製品に対しては、地方自治体である本市が使用を禁止または規制する立場にはないものと認識しています。

最後に、農薬の正しい使用と環境保全型農業に対する見解についてです。適正な農薬の使用とは適用農作物以外の食用農作物に使用しない。また、規定の濃度や量、回数を超えて使用しないなど、農薬取締法第12条第1項の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令に従った使用であると認識しています。

いずれにしても、市民の皆様が不安を感じている農薬に関わる情報は本市としても重要であることから、再評価結果などの国の動向を注視するとともに、農業者に対しては引き続き農薬の適正使用を推進してまいります。また、農薬の使用量を低減させることは環境への配慮とともに、薬剤耐性を有する害虫発生の抑制や資材コストの低減等、営農面でも利点があります。農薬の使用量低減につながる総合的病害虫・雑草管理、いわゆるIPMや有機農業等の環境保全型農業の取組についても、農業者に対し推進してまいります。

〔14番 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 国が農薬の基準を定めるという大前提の下で農水局長にはお答えいただきました。ただし、農家の方々は自然と向き合い、よりよい生産物を消費者に届けることで農業の持続性を高め、食の安心・安全のために日々邁進されております。国や地方公共団体の大事な役目は食の安全保障に鑑み、農業者や消費者に対し安全を担保すること、正確な情報や最新知識の伝達も大切な仕事です。

昨年度の日本の農林水産物、食品の海外輸出高は、コロナ禍であるにもかかわらず過去最高を記録したそうです。食料自給率は依然として低いものの、ホタテ、牛肉、ウイスキーなどが軒並み輸出額を前年度比から大幅に増加させ、知名度が上がることでさらに単価アップにもつながったことから、特徴ある日本ブランドとして中国やアメリカ、台湾などの外食需要や家庭内需要の高まりが主な要因と言われております。そのことは、つまり生産者にとって日本国内での産地間競争が激化することが予測され、各生産地で特筆性を出す努力が求められています。

そういった厳しい競争の中において、内外で熊本が勝ち抜くためには食の安全性がまず優先され、諸外国並みの厳しい農薬残留基準がスタンダードになるべきです。登録農薬や残留基準値が厳格で国によっては日本産の農産物輸出が制限され、特にネオニコ系の有機リン系などの浸透性農薬は、生体系への影響や人体への健康被害対策などから登録を外れる傾向があり、今後、生き残りや持続可能性をかけて他国に比べ緩い日本の国内ルールではなく、危険度が高く諸外国では使用禁止されている国もある農薬に関しては、ここ熊本において独自のルールづくりも必要かと思えます。

物価高や円安、ウクライナ問題など自国だけでは解決できない問題を大きく抱える今、強い農業、持続可能な農業、それにしていくためには熊本市が農業者と共に過去の慣習にとらわれず、消費者の健康を第一義的に求めること、まずは脱ネオニコチノイドを行うことでそれが可能になると思えます。無農薬農業や減農薬、有機栽培農業を志す農業の方々に対しては手厚い経済的補助が必要ですが、継続的にお願いしたいと思えます。

最後に、発達障害などの子供を持つ保護者などの立場に立てば、予防原則の下その使用の禁止や規制を速やかに検討し、国が見直す前に熊本独自にでも実行するのが、その保護者たちにとっては当たり前の話であって、そうするべきです。愛する我が子に発達障害などの疑いがあり、その原因がふだん食べている食品に関わっている可能性があるとするれば、我が身に置き換えてみれば現状の国の農薬基準、それは許し難く理解できないものです。この質問を通じてそれぞれが、各自が、各家庭においてもそれぞれ食にまつわる様々な事柄について考えていただければ幸いです。

以上4項目、本日御質問をさせていただきました。熊本地震、コロナウイルス感染症など予期せぬ事態が続く中だからこそ、表に出にくい弱い立場にある人たちのお気持ちに寄り添い、結果的に小さな幸せへの道筋を示せることができる市議会議員として、そして市民の代弁者でありたい。また、そうでなければならぬと今回の質問を通じて考えた次第です。

私自身、初心を貫く難しさを今実感しております。なぜ政治を志したのか、誰のために政治家をしているのか、市民の皆さんから与えていただいた残りの任期中に改めて考え、そして、負託に応えるべく汗をかいていきたいと思えます。

これで終わります。市民の皆様、御清聴ありがとうございました。（拍手）

○原亨議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午後2時に再開いたします。

午後 0時04分 休憩

午後 2時00分 再開

○原亨議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○原亨議長 一般質問を続行いたします。

光永邦保議員の発言を許します。光永邦保議員。

〔20番 光永邦保議員 登壇 拍手〕

○光永邦保議員 熊本自由民主党市議団の光永邦保です。

早速ですが、お手元の通告表に従って進めさせていただきます。

まず、最初に本市の安全・安心への取組について伺います。

これは今年3月の第1回定例会における一般質問の続きになります。災害時における本市職員の業務遂行の基礎ともいべき業務継続計画が、4年間放置されているということを政策局長に申し上げました。その後どのように計画が修正されたのか経過を教えてください。

〔田中俊実政策局長 登壇〕

○田中俊実政策局長 業務継続計画の改定状況については、議員から御指摘いただいた後、今年3月に組織改編に伴う修正を行い、7月には非常時優先業務における職員投入数の更新や地域防災計画の改定に伴う変更など、必要な見直しを行ったところでございます。

今後も震災対処実動訓練時に人員体制の検証を行うとともに、組織改編や人事異動、新型コロナウイルス感染症対策の影響等を踏まえまして、計画の見直しを徹底してまいります。

〔20番 光永邦保議員 登壇〕

○光永邦保議員 まず3月の時点でできる範囲を修正し、その後、詳しく精査して7月に仕上げるという二段構えの手順で対応されたのはよかったと思います。しかし、本来こうした修正は新年度が始まったときには完了しておくべきことです。当たり前の決まり事として習性化していただきたいと思います。

私が気になったのは、政策局長の前回の答弁の中で計画の記載内容に不備な点があったという表現を使っておられたことで、これは大西市長の報道対応の中にもありました。私は計画に不備があったとは思っておりません。計画には組織改編があったら見直しをするときちゃんと書いてあるわけですから、これは計画の不備ではなく、それを知りながら実行してこなかった執行部側の問題だろうと思っております。

熊本地震直後の調査特別委員会でこの業務継続計画の問題が取り上げられ、1年余かけて作り直されたのが平成30年の改定版です。平成29年9月13日に開かれた総務

委員会において、執行部の方からこの計画の実行を法的に担保したいと、すごい表現だと思うのですが、こういう申出があって計画実行を約束する条例まで出されております。それでも実行されていないと、このことをどう考えるかという問題だろうと思います。計画に不備があったというより、市民との約束を果たせず申し訳ありませんというくらいの気持ちを率直に表していただきたかったかなと思っております。

また、地震直後の平成28年7月14日に開かれた第4回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会においては、執行部から本市職員のスキルアップを図るために、必要な研修等を通じて、防災対応力のある人材育成にも努めてまいりたいという趣旨のことが述べられております。人の問題を取り上げた大変重要な提案だと思います。

そこで3点お尋ねいたします。

1点目、人材育成という観点でこれまでどのような研修、訓練が行われてきたのでしょうか。

2点目、今年度の市役所職員を対象とする訓練については、いつどのように行われるのでしょうか。

3点目、災害時に職員に求めるスキルとはどのようなものなのでしょうか。

政策局長お願いします。

〔田中俊実政策局長 登壇〕

○田中俊実政策局長 本市においては熊本地震の経験を踏まえ、これまで職員に対し避難所の設置、運営をはじめとする各種防災に関する研修や国が主催する災害マネジメント総括支援員研修、さらには国、県の防災部署への職員派遣など様々な研修等を行ってきたところでございます。また、市民の皆様や地域、施設管理者等と連携した震災対応実動訓練や水防訓練、県と連携した豪雨対応訓練等を通じまして、職員のスキルアップと人材育成に取り組んできたところでございます。

本年10月に実施する震災対応実動訓練においては、災害対策本部訓練はもとより地域における訓練の練度向上を図るとともに、地域と連携した耐震性貯水槽からの給水など、より実践的な訓練を実施することとしております。災害時には、職員一人一人が役割に応じて的確に対応できる力を備えておく必要があることから、引き続き多様な訓練、研修等を通じて職員の育成に取り組んでまいります。

〔20番 光永邦保議員 登壇〕

○光永邦保議員 人材育成という観点からこれまで国や県が主催する訓練や研修の場に職員の方を参加させたり、今年度は10月に震災対応実動訓練を計画していると伺い、大変心強く思います。また、職員に求めるスキルとは何かという問いに、職員一人一人が役割に応じて適時的確に対応できる力であると御答弁いただきました。まさにそのとおりだと思います。そうであるならば、その役割に応じて具体的にどんなスキルが求められているのか。そして、そのレベルは今どんな状態でそれをどこまで上げていくのか、これをはっきりさせる必要があります。

改定された計画には災害時の特別任務が記載されておりまして、例えば指定緊急避

難場所等に勤務する人464名、非常時優先業務を担当する特例隊と呼ばれる人が100名、応急危険度判定士支援に当たるチーム113名など、こうした人たちはフェーズ1の発災当日から即活動することになっております。人数しか書いてありませんけれども、当然誰が担当するかを事前に指名しておかないと動けません。

あわせて、求められるスキルと訓練の要領を示しておく必要があります。例えば県では4月に年度が改まってから水害が発生しやすい6月までに計7回、情報伝達訓練を行っています。これには防災管理監を含む全ての防災業務関係者が参加し、評価班を設けて改善点をチェックし、組織全体の精度、速度向上を図っています。とても緊張感のある訓練です。

また、鳥インフルエンザに対応する職員も事前に指名されており、その全員が白いタイベックスーツを着て鶏を処分する訓練を受けています。重要なことは、この訓練をすることでここまでの規模なら県職員で対応できる。これを超えたら自衛隊に派遣要請をする。そういった判断基準を明確にして、これを計画に反映しているということでもあります。

自衛隊においては、個人に求める知識技能をスキルではなく特技と呼んでいます。仕事に応じて800を超える特技が体系されていますが、その中で自衛官であれば誰もが身につけるべき基本特技として、救急法という科目が含まれております。これは目の前で人が人や病人が発生したときに、救急車到着までにできる最低限の救命救急処置のことです。倒れた人に対する意識の確認、姿勢の確保、AEDの処置など僅か5分ほどの一連の動作です。きちんと教われば難しいことではありませんが、訓練をしないとなかなかできません。

私は、市役所職員の方にもこのように全員が身につけるべき基本スキルがあってもいいのではないかと考えております。あくまでも一例になりますけれども、消火器等の操作や救急法など、基本スキルを職員全員に体得させることについて御意見を伺いたいと思います。

総務局長をお願いします。

〔宮崎裕章総務局長 登壇〕

○宮崎裕章総務局長 消火器の操作方法等については、本市の各施設において研修や消防訓練の中で毎年実施しているところでございます。また、心肺蘇生法や止血法等の救命講習につきましては、新規採用職員や新任作業長、主任昇任者及び各区役所の職員に対して消防局と連携し実施しているところでございます。

このように職員が救急法等を体得することは、市民の皆様の安全を確保するために大切なことであることから、今後もこれまでの取組を継続してまいりますとともに、新たな取組として職員全員に対し動画による救急法等の研修を早期に実施してまいりたいと考えております。

〔20番 光永邦保議員 登壇〕

○光永邦保議員 毎年恒例となっている消防訓練あるいは新規採用職員等、特定の方を

対象とする研修などを紹介していただきました。最後に御紹介いただいた動画配信による研修などは、とても新しいアイデアだと思っております。

ただ、いずれの場合も頭の隅に入れておく程度のものでは、いざというときに物になりません。やはり目の前でさせてみてチェックする必要があります。知っているということとできるということには、大きな開きがあるということだけは申し上げておきたいと思えます。市役所職員全員となると大変に感じるかもしれませんが、自衛隊ではとてもシンプルにしかも楽しそうにやっていますので、一度研修していただくといいかもしれません。

私が一番申し上げたいことは、せっかくなつくった計画を絵に描いた餅にしてはいけない。行動で表していただきたいということでもあります。どうすれば市民の生命、財産を守れるのか。その目的に向かって愚直に、ひたむきに取り組む姿勢があれば、市民との信頼関係は格段に向上すると思っております。

次は、消防について伺います。

先日、大洋デパートの火災で亡くなられた遺族の方にお会いする機会がありました。火災が起きたのが昭和48年ですから、今年がちょうど50回忌に当たるということで、追悼や慰霊の行事はこれで一区切りつくというお話を伺いました。

消防局長にお尋ねします。

大洋デパート火災に対する消防局長としての思いと、この未曾有の大火災に関連してこれまで取り組んでこられたことを教えてください。

また、遺族の方からは二度とこうした火災が起きないように、教訓として記憶にとどめるような施策はできないかというお話もありました。例えば11月29日を仮称ですけども、本市の消防の日として御検討いただけないでしょうか。

以上3点、お願いいたします。

〔福田和幸消防局長 登壇〕

○福田和幸消防局長 大洋デパート火災に関する3点の御質問にお答えいたします。

初めに火災に対する私の思いでございますが、当時小学生だった私は校舎の窓から黒煙の吹き出す勢いを見て、愕然としたことを今でも鮮明に覚えています。不特定多数の方々を利用する施設の安全・安心を確保することは、消防にとって大変重要であると認識しており、今後もこの火災で得た教訓を伝えるべく、火災予防啓発の充実強化に全力を尽くしてまいります。

次に、火災の後、本市が行ってきた取組でございます。火災の翌年から大規模な百貨店などへの特別立入検査や、防火管理者資格取得講習会における火災の概要や教訓の伝達など、防火意識を高めていただく取組を継続して行っているところでございます。

最後に、来年が火災発生から50年の節目でありますことから、本市では防災センターにおけるパネル展示や百貨店などを対象とする消防訓練の実施を予定しており、あわせて、記念日の制定等につきましても調査研究してまいりたいと考えております。

〔20番 光永邦保議員 登壇〕

○光永邦保議員 火災発生の翌年から立入検査や講習会等、様々な形で今日まで取組が継続されているということがよく分かりました。やはり本市にとって特別な出来事であったということを改めて痛感したところです。消防の日を定めることによって、子供たちにも自分の身を守る大切さを学ぶ機会になるのではないかと考えております。よろしく御検討をお願いいたします。

次は、本市にも御協力いただいております自衛官の募集についてお尋ねいたします。

幾重にも重なる安全・安心の仕組みの最後のとりでは自衛隊だといつも思っております。ところが今年は大変な募集難で、春日の合同庁舎にあります自衛隊熊本地方協力本部においても大変苦勞しております。

文化市民局長にお尋ねいたします。

自衛官募集事務について、本市における具体的な取組状況を教えてください。

〔横田健一文化市民局長 登壇〕

○横田健一文化市民局長 本市においては法に基づき自衛官募集事務の一部を行っており、毎年度自衛隊熊本地方協力本部から自衛官募集案内情報の提供を受け、広報宣伝を実施しているところでございます。

本年度は市政だよりへの募集情報記事掲載や、区役所等窓口での採用案内リーフレット配布のほか、募集案内の懸垂幕やのぼり旗の設置、ポスター掲示など施設の状況に応じた広報を実施し、広く市民の皆様呼びかけを行っております。

また、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で開催が見送られておりますが、自衛官募集相談員の委嘱状交付式を自衛隊熊本地方協力本部との共催事業として実施しているほか、自衛隊家族会及び熊本市隊友会との共催で自衛隊入隊予定者の激励会を開催してきたところでございます。

今後も、自衛隊熊本地方協力本部との連携や自衛隊家族会等への協力を通しまして、効果的な募集事務の推進に努めてまいります。

〔20番 光永邦保議員 登壇〕

○光永邦保議員 今年は募集相談員の委嘱式の年でもあるそうですが、募集事務について様々な形で御協力いただいていることに改めて感謝を申し上げます。特に入隊・入校激励会の際には大西市長あるいは代理の方に御出席いただきまして、激励の言葉をいただいたことに多くの方から感謝の言葉がありました。

また、それぞれの区役所にも御協力いただいているということで、東区役所、北区役所には自衛官募集の懸垂幕を掲示していただいているようです。この懸垂幕を取り付けるための金具だとか、取付け費用は全て自衛隊持ちということですので、引き続き西区役所、南区役所にもどうぞよろしくお願い申し上げますということで頼まれてまいりました。

市民の生命と財産を守るという使命感は、同じ公務員として市役所の方も自衛官も一緒だと思います。もし市役所に就職したが、どうも水が合わないという方には、ぜ

ひ別のステージもあるということで御紹介いただければと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

続いて、公共交通とまちづくりについてお尋ねいたします。

7月末のテレビ報道で、県が取り組むパークアンドライドの実証実験の紹介がありました。益城町グランメッセ熊本に50台分の無料駐車場を確保し、第2空港線を経由してサクラマチのバスターミナルまでを快速バスでつなぐものです。バス料金を3割引きにしたり無料回数券を先着40名に配付したりと、かなり踏み込んだ内容となっております。

改めて都市建設局長にお尋ねいたします。

本市におけるパークアンドライドの取り組み状況及びこれまでの成果を教えてください。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 パークアンドライドの取組状況等についてお答えいたします。

本市では、公共交通の利用促進や市内中心部へ流入する自動車交通を抑制し、渋滞緩和を図るための施策といたしまして、交通事業者や周辺市町村と連携しながら熊本市圏内においてパークアンドライドを推進しております。

パークアンドライド駐車場につきましては、交通事業者がバスの営業所や鉄道駅に設置しておられるほか、行政といたしましても沿線大型商業施設と連携いたしました取組はもとより、本年度からは地元商工会等と駐車料金を無償化した実証実験を開始するなど、徐々にではございますが、拡充を図ってきたところでございます。

施設数は本年7月末時点で11か所、駐車可能台数が481台、うち約半数の252台が利用されており、特に鉄道沿線の駐車場は稼働率が約80%と利用が進んでおります。一方、バス路線沿線は稼働率が約34%にとどまっており、この差はバスの定時性や速達性が確保されていないことが主な要因と考えております。

〔20番 光永邦保議員 登壇〕

○光永邦保議員 大変丁寧な御答弁でした。

交通事業者や周辺市町村と調整しながら駐車スペースを確保し、地道に成果を積み上げてこられた担当者の皆様の努力にまずもって敬意を表したいと思っております。特に、大型商業施設の駐車場を無償で提供してもらおうという交渉術は、素晴らしいと思えました。

また、駐車場の稼働率を調べた結果、鉄道沿線とバス路線沿線との違いについては大変興味深く伺いました。数字の上で鉄道への接続が好評だとすれば、今後はバスよりも定時性が高い市電への接続も必要だろうと思っております。

料金も含めさらに市民に動機づけが働くような、今後のパークアンドライドの取組についてお聞かせください。同じく都市建設局長お願いいたします。

また、あわせて、市電についてお尋ねいたします。

私は、公共交通協議会のメンバーとして会議に参加しておりますが、その中である

委員の先生から、基幹公共交通の要である交通局からの報告が一度もないというのは寂しいと。上下分離方式への取組などはここでも報告してもらいたいという趣旨の御発言がありました。実は私も全く同じ意見を持っております。上下分離方式については市民の関心も高いと思いますので、協議会など開かれた場で検討するお考えはあるのでしょうか。交通事業管理者、お願いします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 私からは、パークアンドライドの今後の取組についてお答えいたします。

現在パークアンドライド駐車場におきましては、定期券購入者に対しまして駐車料金を減額あるいは無償化するなど、公共交通の御利用に対する優遇措置を実施しているところでございます。

パークアンドライドは自動車からバスや市電など、公共交通へ乗換えを促す制度であり、利用者に利便性や優位性等を実感していただかなければ、行動変容にはつながらないと考えております。

本市といたしましては、公共交通の定時性や速達性の向上と新たな駐車場については利便性と地理的優位性を踏まえ、その確保に努めているところであり、さらに行動変容を促すインセンティブにつきましても、交通事業者等の皆様と連携して検討を進めてまいりたいと考えております。

〔古庄修治交通事業管理者 登壇〕

○古庄修治交通事業管理者 私からは、上下分離方式に関する検討についてお答え申し上げます。

現在、交通局では交通事業の運営に関する事項等を御審議いただくため、本市附属機関設置条例に基づき企業経営、公共交通などの学識者や市民公募委員などで構成される熊本市交通事業運営審議会を設置しております。今回の上下分離方式など経営形態の見直しについては、この審議会において専門的かつ幅広い観点から御議論いただきながら、検討を進めてきたところでございます。

また、市議会に対しても常任委員会を中心に、検討作業の進捗状況に併せ御報告申し上げ、御意見を賜りながら進めているところでございまして、今議会においても上下分離方式導入に向けた制度設計について中間報告を行うこととしております。今後も引き続き運営審議会や市議会を中心に、幅広く御意見を賜りながら取り組んでまいりたいと考えております。

なお、議員御案内の熊本市公共交通協議会については、事業運営そのものではなく公共交通ネットワークの強化や利用促進など、利便性の高い公共交通を実現するための施策等を議論する場であると承知しておりますが、以前事務局からの依頼で交通局の経営計画を御紹介申し上げたこともありますことから、今後事務局と相談させていただきます。

〔20番 光永邦保議員 登壇〕

○光永邦保議員 3年前、私もフランスの地方都市の研修に参加させていただきました。パークアンドライドによって渋滞を解消した実例を目の当たりにして衝撃を受けました。そのやり方は国柄、土地柄によるとして、先ほどの御答弁にありましたように、これは本市の重要課題である渋滞緩和に向けた切り札の一つだろうと思っております。せっかく熊本都市圏という同ジェリアで県も取り組んでいるわけですから、ぜひとも前回の枠組みと歩調を合わせて行っていただきたいと思います。

本市令和3年度決算報告書を確認しますと、パークアンドライド等推進経費は僅か35万円です。そのほとんどは周知啓発の経費とありますので、ポスターとチラシ代だろうと思っております。ただいま御答弁いただいた方向性については私も大賛成ですので、もっと思い切って予算を投入して進めていただきたいと思います。

そして、県と一緒に進めていくということはもちろんですが、本市にはフランスから直接学んだという知見があります。フランスはこうだったよと県に対して惜しげなく情報提供して、ぜひともできれば本市主導で進めていただきたいと思います。

また、市電の上下分離方式については、幅広く協議を重ねていくという趣旨の御答弁があり安心いたしました。今後ともぜひよろしく願いいたします。

次は、節目の年の迎え方をテーマに質問したいと思います。

今年には既に大きな行事が幾つもあり、ドイツのハイデルベルク市と友好都市協定が締結されてから30年、政令指定都市に移行してから10年目になります。行事をやり遂げたことによって得られた成果や、意義ある節目の年を本市の歴史にしっかり刻むことは大変大切なことだと思っております。

国際的な行事アジア・太平洋水サミット、国家的な行事くまもと花とみどりの博覧会の遺産（レガシー）はどのように残されたのでしょうか。環境局長、都市建設局長にそれぞれお尋ねいたします。

〔早野貴志環境局長 登壇〕

○早野貴志環境局長 私からは、アジア・太平洋水サミットについてお答えいたします。

第4回アジア・太平洋水サミットは首脳、閣僚級が参加した本市初めての国際会議であり、その成果を市民、事業者の皆様に分かりやすく伝えるため市ホームページに掲載するとともに、この貴重な経験を未来へ継承し今後の国際会議にも活用するため、記録紙等も作成しているところでございます。

また、水サミットを契機に高まった地下水保全の機運を定着させるため、その成果を報告するアフターイベントを実施するとともに、地下水保全活動に関する情報の集約と発信を行う、プラットフォームの構築及び若い世代が参画する機会を創出してまいります。

このように水サミットの成果を一過性のものとせず、その経験を記録に残すとともに、地下水保全活動の取組を今後さらに発信、実践することでレガシーとして後世に確実につなげ、豊かな地下水を次世代に継承してまいります。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 私からは、くまもと花博についてお答えいたします。

くまもと花博では市民の皆様や企業、県内市町村、関連団体等に御支援と御協力いただき様々なコンテンツを展開することで、熊本地震からの力強い復興の歩みと、自然豊かな熊本の魅力を多くの皆様に感じていただいたところでございます。

この機運の高まりを継承し、緑のマイスターとの連携、スポンサー花壇やオープンガーデンなど、NEO GREEN PROJECTの取組を市民の皆様をはじめ、多様な主体の参画により推進させてまいりますとともに、森の都熊本を広く国内外に発信していくイベント等についても検討してまいりたいと考えております。

また、今回の花博で設置いたしましたニコライ・バーグマン氏監修の花壇は小学校に再設置し、期間中沿道を飾った緑化フェアの名称が刻印された木製プランターは、熊本城公園などに設置するなど有効に活用しております。

このような花博での取組を最大限生かし、花と緑あふれるまちづくりを進めてまいりますため、来年度より仮称ではございますが、森の都推進部を設置することとしておりまして、人材の育成も含めまして総合的に推進してまいりたいと考えております。

〔20番 光永邦保議員 登壇〕

○光永邦保議員 レガシーには有形無形のものがあると思います。これから市政に生かされていくもの、これらは無形の財産として大切にすべきだろうと思います。特に来年度から新設される、仮称ですが、森の都推進部には大きな期待を寄せております。新しい試みに挑戦していただきたいと思っております。

また、有形のレガシーは行事があったことを目に見える形で後世に残すことです。花とみどりの博覧会ではその名を刻んだプランターを活用していくということでしたけれども、水サミットの方にはそういうものはなかったように思います。ぜひ本市には親水空間と呼ばれるスポットが幾つかありますので、そういう場所に記念のプレートを作って埋め込んでもいいのではないかと思います。また、天皇陛下にレクチャーしていただいたアジア・太平洋をつなぐ水の親交、あの内容を大きな1枚のパネルにまとめて、城彩苑のわくわく座や博物館に掲示してもいいのではないかと思います。

続いて、節目の年を迎えて2つお尋ねいたします。

1つ目、ハイデルベルク市との友好都市協定締結30周年をどのような形で市民や子供たちに周知し、ハイデルベルク市とはどのようなイベントや交流行事を考えておられますか。政策局長と教育長にお願いします。

また、政令指定都市移行10周年につきましては、大西市長に伺いたいと思います。市長自身この10年をどのように総括し、どのように市民と思いを共有していくお考えでしょうか。

以上2点、よろしく申し上げます。

〔田中俊実政策局長 登壇〕

○田中俊実政策局長 ドイツ・ハイデルベルク市とは、平成4年に平和と環境に対する共通の責任を理念とする友好都市協定を締結して以来、教育、医療、環境をはじめ様々な分野で交流を深めてまいりました。今年は友好都市締結30周年の節目の年に当たることから、来年度にかけて代表団の相互訪問を予定しているほか、ハイデルベルク市の文化や魅力等を市民の皆様にはアピールするイベント等を計画しております。

例えば来年2月のハイデルベルク市代表団の訪問に併せまして、フェアトレードやSDGsをテーマとした日独シンポジウムの開催を予定しております。そして、その内容等についてSNSを活用し広く発信するとともに、会場周辺においてドイツやフェアトレードに関する展示等を行うなど、多くの市民の皆様に参加いただけるように考えております。

また、今年5月には異文化理解のための講座であるドイツカフェを開催し、ハイデルベルク市の町並みや魅力を動画で紹介したところをごさいます。11月には食や文化を楽しむドイツフェアを開催する予定でございます。

このような取組を通じまして、市民の皆様に対しハイデルベルク市の魅力に触れていただく機会を提供することで、本市の友好都市としての絆をさらに深めてまいりたいと考えております。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 教育委員会では、両市間の友好都市締結に伴う教育分野の相互交流として、平成5年から隔年で熊本市青少年交流訪問団のドイツへの派遣と、ハイデルベルク市青少年交流訪問団の熊本での受入れを行ってまいりました。

令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響でオンラインによる交流活動を実施しております。オンライン交流事業では異文化交流のみならず様々な地域課題について、両市の参加者で事例発表や議論を行っております。

今年度は7月に持続可能な社会づくり・脱プラスチックをテーマに、持続可能な社会づくりに取り組むハイデルベルク市の若手起業家からの報告と、熊本の高校生による脱プラスチックに関する発表を行ったところです。

今後もダンスや水など、様々なテーマで両市の若者によるオンライン交流を行う予定であり、これらの取組を来年2月に開催予定の30周年記念行事の中で紹介していきたいと考えております。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 政令指定都市移行後の10年を振り返ると、拡充された権限や財源を活用し、区役所を中心とした住民サービスの向上や、自主自立のまちづくりを進めるとともに、熊本城ホールや花畑広場、熊本駅周辺、高規格道路といった都市基盤の整備など、大都市にふさわしいまちづくりに取り組んでまいりました。

一方で、平成24年九州北部豪雨や平成28年熊本地震など大規模な災害にも見舞われてきましたが、そのたびに市民の皆様懸命な努力と国内外からの温かい御支援等により、復旧・復興への着実な歩みを進めてきたところです。

この大きな節目となります指定都市移行10周年記念式典については、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして中止を決断せざるを得ませんでした。改めてその実現に御尽力いただきました市民の皆様方をはじめ、関係者の皆様方に心より感謝を申し上げますとともに、これまでの歩みを振り返り、今後の市政発展につなげていく必要があると考えたところでございます。

そこで、年間を通した指定都市移行10周年記念の冠イベント開催等を通した機運醸成に加えまして、10年間の様々な出来事や5区の魅力を振り返る記念動画を作成しますとともに、本市にゆかりのある親善大使や未来を担う若者のメッセージをホームページで発信するなど、市民の皆様にも本市への愛着や誇りを感じていただく取組を行っているところです。

今後も、まちづくりの主演であります市民の皆様と力を合わせながら、指定都市にふさわしい新たなまちづくりを進めることで、さらに魅力と活力のある政令指定都市熊本を実現し、次の世代に引き継いでまいりたいと考えております。

〔20番 光永邦保議員 登壇〕

○光永邦保議員 大西市長の10年間を総括する言葉を万感の思いで拝聴いたしました。ただいま市長から御紹介がありました記念の動画や、本市ゆかりの親善大使からのメッセージを拝見しました。すばらしい仕上がりだと思います。一人でも多くの方に見ていただきたいと思います。

また、ハイデルベルク友好都市締結30周年の取組については、政策局長、教育長にそれぞれ御紹介いただきました。それなりに工夫がなされて意義ある内容だと思いましたが、市民に対する周知という観点で見ると、これは本市の政令市10周年も同様ですけれども、どれくらい市民の方が意識しておられるだろうかと考えてしまいます。象徴的なイベントが丸ごと中止になったために、余計そう感じられるのかもしれない。

考えてみますと節目の年というのは4月1日に始まり、翌年の3月31日まで丸々1年あるわけですから、この期間全てを使って盛り上げるべきだろうと思っております。また、その取組については担当する部署だけに任せきりにせず、もっと市役所の総力を挙げてアイデアを出したらどうかと思っております。こうした組織の境界を越えた指示をどなたが出すのか。担当局長なのか、それとも副市長なのか、その辺は私には分かりませんが、誰かの大号令が必要かと思っております。

イベントや行事を増やせと申し上げているわけではありません。例えば節目を祝うロゴマークのようなものを作って毎月の市政だよりの紙面に掲載するとか、それを小さなシールにして議員や職員に配り、名刺の隅に貼り付けてもいいと思います。市電やバスの中つり広告や車体へのラッピングなども効果的です。特に本市にはハイデルベルク号という友好の象徴というべき市電が運行されておりますので、これを30周年記念バージョンに飾り立てて、大西市長の画像と併せてハイデルベルクの市長にメッセージを送られてはいかがでしょうか。

また、現在は学校などにおけるリモートの環境も整いました。先ほどは環境問題をテーマにしたかなり高度な内容が教育長から紹介されましたが、そのほかにも絵を描いたり歌を歌ったり易しいことで交流を楽しむこともできると思います。農水局などにも早くから相談があれば、10周年記念のスイカやメロンなども出荷できたのではないかと考えております。まさに今年限定の貴重品です。今年はまだ半年残っております。ぜひ豊かな発想を持ち寄って、節目の年を盛り上げていただきたいと思います。

最後は、本市庁舎建て替えについてお尋ねいたします。

提案から4年が経過し、改めて論点を整理したいと考えております。2点確認いたします。

1点目、庁舎の経年劣化による老朽化は、改修工事によって対応するのが一般的な施設管理のやり方です。建て替えするかどうかの判断はあくまでも耐震強度の有無、この1点にあるということでしょうか。

また、平成30年10月の時点では、合併推進事業債の期限が結論を急ぐ理由の一つになっておりましたが、現在この合併推進事業債についてはどのような状況にあるのか教えてください。

いずれも政策局長、お願いします。

〔田中俊実政策局長 登壇〕

○田中俊実政策局長 平成29年度に行った本庁舎整備に係る調査におきまして、本庁舎が現行の建築基準法等が求める耐震性能を有しておらず、加えて耐震改修が実現困難であると判明したことが建て替えの議論の出発点であると認識しております。

また、合併推進債については令和3年1月22日付総務省事務連絡におきまして、庁舎整備について経過措置として発行可能期間内に実施設計に着手した事業に対して、現行と同様の地方財政措置を講ずると示されたところでございます。

本市の場合、それまで令和6年度までの施設整備事業に対して、合併推進債が活用できるとされておりましたけれども、本通知によりまして令和6年度までに実施設計に着手した事業に対して、令和7年度以降も活用が可能になったところでございます。

〔20番 光永邦保議員 登壇〕

○光永邦保議員 続いて、耐震性能調査について総務局長に伺います。

1つ、築40年になる現在の庁舎が今後、約30年間に発生する地震に耐えられるかどうかを判定するのに、現行の建築基準法が求める基準をそのまま適用する理由及び布田川・日奈久断層による、極めてまれな強さの波による検証では不十分だという理由を教えてください。

また、第1回目耐震性能調査において、地下杭の調査に対して使用した波の種類についてもお願いします。

〔宮崎裕章総務局長 登壇〕

○宮崎裕章総務局長 3点の質問にお答えします。

まず、現在の建築基準法により判断する理由についてでございますが、耐震補強工

事や大規模改修工事も含め、本庁舎の構造耐力上主要な部分の変更を行う際は、建築基準法第20条に基づく大臣認定の取得が必須となり、この大臣認定を取得するためには、現行の建築基準法等が求める耐震性能を満たす必要がございます。

次に、地下杭に使用した地震波についてですが、平成29年度の調査におきましては、エルセントロの観測波と布田川断層帯のサイト波を用いております。

最後に、告示波による調査の必要性についてでございますが、平成12年の建設省告示におきまして、告示波に代えてサイト波を用いる場合は、サイト波を適切に考慮して定めることとされており、適切に考慮して定めることについて17の指定性能評価機関に確認したところ、回答を得た16の機関が作成されたサイト波が告示波と同等以上でなければ、そのサイト波が適切であると認めることは難しい旨の見解ございました。

このようなことから、布田川断層帯のサイト波が告示波より小さくなっております本庁舎に関しましては、サイト波のみではなく告示波も用いて検証を行うことが適切であると判断しております。

〔20番 光永邦保議員 登壇〕

○光永邦保議員 初めてこの問題を耳にした方には大変分かりにくいやり取りだと思いますので、改めて地震の強さ、それから波の種類についてお話しをしたいと思います。

地震の強さについては皆様御承知のとおり、気象庁の発表にあるとおり震度1から震度7まであるわけですけれども、これに対して建物がどれくらいの地震に耐えられるかという地震の強さに関しましては、2種類しかありません。1つが極めてまれに発生する地震。これ大規模地震と呼ばれています。表現を変えると500年に一度発生する地震のことを指しております。

もう一つがまれに発生する地震という表現で、これは中規模地震と呼ばれて50年に一度発生する地震と表現されております。先ほどの気象庁の強さと比較しますと、大規模地震というのは震度6強から7程度、中規模地震が震度5強程度とされております。今回の市役所庁舎の耐震調査においては12種類、波が使われましたけれども、これ全て大規模地震、500年に一度の強さの波が使われております。

次に、波の種類についてお話しをしたいと思います。大きく分けると3種類あります。1つは観測波、2つ目が告示波、そして、3つ目がサイト波と呼ばれるものですけれども、実は今、申し上げた順番がそのまま応答解析の進化の歴史となっております。

観測波はこれまで実際に観測された地震の波、これ生のデータになります。多くありませんけれども、代表的なものは八戸と神戸、そしてアメリカのカリフォルニアで発生した2種類の波です。

2番目に紹介するのが告示波、これは今の観測波を数理的に解析しまして、そのまま人口的な波に切り替えたもの。これが告示波でこれは共通の波ですから、誰でもダウンロードして使えるという波です。

ところが、こういう全国至るところで建築物を建てるのに同じ波でいいのかという議論がありまして、それならということで考えられたのが、第3の波のサイト波であります。これは建物が建てられる場所において、将来発生する確率の高い地震源を想定して、その土地に応じた固有の地震波を設定するものであります。

こうしたことから建築基準法に基づいて国が定めた性能評価業務方法書の中には、適切に作成したサイト波であれば告示波に代えて使っていると、明らかにサイト波を優先する考えが記してあります。先ほどの第1回目調査に関して申し上げますと、N Gを出したのは八戸と神戸の告示波だけで、それ以外の熊本に関わるサイト波、それから観測波、これ全部合格を出しているというのが前回の結果であります。

これを踏まえて今の総務局長の御答弁に私の意見を申し上げますと、まず庁舎の耐震強度の判定をするのに現行の耐震基準を使うのかということに対しまして、これは耐震補修工事をする際に代理認定を取得する必要がある、新基準を適用されるかというお答えでしたけれども、もう最初から耐震補修工事をするという前提に立っています。そのときの基準を先取りして調査するのではなく、目的に合わせた妥当な調査方法を検討すべきと思っております。

また、2番目の布田川・日奈久断層のサイト波による検証では、なぜ不十分かということに対しましても、これも複数の指定性能評価機関に聞き取りをして、作成されたサイト波が告示波と同等以上でない駄目だというお答えでしたけれども、先ほど説明したとおりサイト波と告示波は全く違う手順で作られます。これを比べるということ自体が、実はどこの書物にも書いてありません。単純に比較、どちらかを選ぶ話ではありません。先ほどの方法書のどこを読んでも、そういう表現は出てきておりません。これは単に指定性能評価機関が基準のハードルを上げているということだろうと思います。

地下杭の調査の波についてもお尋ねしましたが、これが一番びっくりしました。地上の建物には12種類もの波を使っているのに、僅か地下杭については1種類の波しかない。しかもその波にはアメリカのエルセントロの波が使われているということで、エルセントロというぐらいですから、相当強い波ではないかと想像しているわけです。私は将来建てる建築物の安全性を高めるために、より強い波を使おうという考え方はもちろん理解しています。そうあるべきだと思います。しかし、およそ起こり得ない波を使って今の建物を調べることに、どれだけの意味があるのかということを考えてしまいます。私は熊本の波を使うべきだと思っております。

最後に、大西市長にお尋ねしたいと思っております。

庁舎建て替えが提案されて4年になります。議論の原点にあるべき耐震強度に関する議論が、いまだに方向が見えないという状況が続いております。やがて議会は問題提起されてから二度目の選挙も迎えます。新年度においても腰を据えて、まずは具体的で分かりやすい説明、そして議論の機会が必要と思っておりますけれども、市長のお考えをお願いいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 庁舎整備は、市民の皆様の安全・安心に関わる市政の重要な課題でありますことから、これまでも市議会、そして市民の皆様への丁寧な説明に努めてまいりました。現在は熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議において、耐震性能をはじめ防災、財政、資産マネジメント、まちづくり等、多角的な視点で予断を持たず、建て替えの是非を含め、客観的かつ専門的な立場から御審議いただいているところです。

私といたしましては、有識者会議において市民の皆様の理解が得られるように、慎重かつ丁寧に議論を尽くしていただくことが重要と考えております。今後、新型コロナウイルス感染症に係る状況を見極めながら有識者会議での審議等を踏まえ、適切な時期に議会における議論の再開をお願いしたいと考えております。

〔20番 光永邦保議員 登壇〕

○光永邦保議員 ただいま市長からは、これまでも丁寧な説明に努めてこられたということでありました。市役所庁舎は震度6強で傾くという結論だけで市民に説明してこられたのは、市長の勇み足だったのではと言わざるを得ないと思っております。

また執行部においても、指定性能評価機関からの聞き取りだけで熊本レベルのサイト波を全て切り捨てて、およそ熊本で起きるはずもない八戸や神戸、アメリカの波など強力な波だけで判定しようとする考え方は、私は間違っていると思います。

今後に向けて2点要望いたします。

1つは、やがて明らかになるであろう有識者会議の結論だけをもって、庁舎建て替えの問題の方向を決定しないでいただきたいということであり、あくまでも決めるのは議会であり、市民であります。

2つ目は、その議論ができるようにフラットで分かりやすい説明資料を作成していただきたいと思っております。

以上で終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○原亨議長 本日の日程は、これをもって終了いたしました。

次会は、明8日（木曜日）定刻に開きます。

○原亨議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午後 3時00分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和4年9月7日

出席議員 47名

1番	原 亨	2番	園 川 良 二
3番	山 本 浩 之	4番	北 川 哉
5番	古 川 智 子	6番	島 津 哲 也
7番	吉 田 健 一	8番	伊 藤 和 仁
9番	平 江 透	10番	荒 川 慎太郎
11番	齊 藤 博	12番	田 島 幸 治
13番	日 隈 忍	14番	吉 村 健 治
15番	山 内 勝 志	16番	緒 方 夕 佳
17番	高 瀬 千鶴子	18番	三 森 至 加
19番	大 嶋 澄 雄	20番	光 永 邦 保
21番	高 本 一 臣	22番	福 永 洋 一
23番	西 岡 誠 也	24番	田 上 辰 也
25番	浜 田 大 介	26番	井 本 正 広
27番	藤 永 弘	28番	原 口 亮 志
29番	田 中 敦 朗	30番	紫 垣 正 仁
31番	小佐井 賀瑞宜	32番	寺 本 義 勝
33番	大 石 浩 文	34番	村 上 博
35番	上 田 芳 裕	36番	那 須 円
37番	澤 田 昌 作	38番	田 尻 善 裕
39番	満 永 寿 博	40番	田 中 誠 一
41番	津 田 征士郎	43番	藤 山 英 美
44番	落 水 清 弘	45番	倉 重 徹 志
47番	坂 田 誠 二	48番	白河部 貞 志
49番	上 野 美恵子		

欠席議員 1名

46番 三 島 良 之

説明のため出席した者

市 長	大 西 一 史	副 市 長	深 水 政 彦
副 市 長	中垣内 隆 久	政 策 局 長	田 中 俊 実
総 務 局 長	宮 崎 裕 章	財 政 局 長	三 島 健 一
文化市民局長	横 田 健 一	健康福祉局長	津 田 善 幸
環 境 局 長	早 野 貴 志	経 済 観 光 局 長	田 上 聖 子
農 水 局 長	大 塚 裕 一	都 市 建 設 局 長	井 芹 和 哉
消 防 局 長	福 田 和 幸	交 通 事 業 管 理 者	古 庄 修 治
上下水道事業 管 理 者	田 中 陽 礼	教 育 局 長	遠 藤 洋 路
中 央 区 長 職 務 代 行 者	江 藤 德 幸	東 区 長	本 田 昌 浩
西 区 長	河 本 英 典	南 区 長	江 幸 博
北 区 長	小 崎 昭 也	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	中 川 和 徳

職務のため出席した議会局職員

局 長	富 永 健 之	次 長	潮 永 誠
議 事 課 長	池 福 史 弘	政 策 調 査 課 長	上 野 公 一